

# 監獄協會雜誌

第貳拾九卷  
第十號

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可(監獄協會雜誌第九卷第九號)(大正五年九月二十日發行每月一回二十日發行)  
明法(十一)年五月創刊每月一回二十日發行  
(大正)十月二十日發行

# 監獄協會雜誌第二十九卷第十號目次

○論 說	..... (一頁)
○所謂偽善事業に就て	..... (一頁)
○少年犯罪者に於ける境遇と犯罪との關係	典獄 白井 勇 松
○講 演	..... (一一頁)
○心の持方(承前)..... 成蹊實務學校々長 中村 春二	..... (一九頁)
○資 料	..... (二九頁)
○余の賤業婦救済意見..... 醫學博士 片山 國嘉	..... (三六頁)
○譚 叢	..... (三六頁)
○十有三年..... 北島 真吉	..... (四二頁)
○獄吏訓練の過程と其效果..... 櫻井 革 聲	..... (四二頁)
○新談舊話	..... (四五頁)
○刑期量定..... 酸鼻の極..... 法 聲 散 史	..... (四五頁)
○統 計	..... (四五頁)
○大正五年八月中入出監並月末在監人員表外三表	..... (五三頁)
○寄 書	..... (五三頁)
○英國獄制の美點..... 宇 南 生 譯	..... (五三頁)
○最近十三年間の死亡者に就て(承前)..... 鈴木 勇	..... (六三頁)
○大阪監獄監獄醫	..... (六三頁)
○雜 纂	..... (六三頁)
○三年後發見せられたる殺人犯○英國に於ける在監入及び監獄費○同盟國の宗教尊重○無料宿泊所の新設○國立感化院の設立に就て	..... (六八頁)
○予は看守諸君に語る..... 有馬 四郎 助	..... (六八頁)
○通 信	..... (六八頁)
○保護講習會の一日..... 北 島 生	..... (六八頁)
○加能慈惠保護場の近況	..... (七四頁)
○十勝通信	..... (七四頁)
○浦和通信	..... (七四頁)
○保 護	..... (七四頁)
○成器院創立記念會	..... (七七頁)
○京都市府免囚保護聯合會の近況(承前)	..... (七七頁)
○彙 報	..... (八一頁)
○叙 任	..... (八一頁)
○會 報	..... (八一頁)
○監獄協會々報	..... (八一頁)
○贈與金○總裁の更迭○茶話會	..... (八一頁)
○輔成會々報	..... (八一頁)
○谷田理事の出張○其後の加盟保護會○保護範圍變更○保護會事務所移轉及改稱○支部設置○免囚保護事業籌習會開催○北島主事の出張	..... (八一頁)
○公 文	..... (八一頁)

## 監獄協會雜誌第貳拾九卷第拾號

論

三論 說

### 所謂偽善事業に就て

犯罪の防遏は社會の共同責任なりとの理義漸く一般に認識せられてより免囚保護事業乃至貧民の救恤、浮浪者の收容、職業の紹介等凡そ此種に屬する慈善救済の事業其數を増加し其經營の範圍も次第に擴張せられつゝあるは其公設私營の別なく同一歩調を以て前進するの事蹟に徴し頗る快心の事相なりとす

然れども儒名にして墨行なるものあり慈善事業をして其美名の如く有終の美を濟さんとするには經營者其人に待たざるへからず則ち無形的には徳性の涵養博愛及衆の道を鼓吹し有形的には力行不倦勤勉服務の實を履修せしむる等堅忍不拔にして自彊心の充實せる人格者ならざるへからざるは喋々を要せざること

(一)

說

ろなりとす蓋世美名を標榜して虚譽を博せんとする偽善の徒多く、美牌の陰に隠れて不實の業績を誇示せんとする無耻の輩尠からず、免囚保護事業に就ても近時此種の儕輩あるを耳にせり、左れば獄務關係者は勿論免囚保護に従事せる者の深く戒心を要するところにして、一面又撲滅の手段を講せざるへからざる喫緊事項なりとす

古人言はすや恒産なき者は恒心なしと然り彼の刑餘無産の徒にして狼りに口を救済事業に藉り社會の同情漸く斯業に熱烈ならんとする傾向あるを奇貨とし、文書圖書の出版、刑餘者の保護、自活の扶助等諸種の事業に托し、加盟を強ひ賛同を求め、寄附金、會費其他の名義の下に出金を迫り、誑詐百端奸計至らざるなく所謂慈善心を利用して自己の糊口に充て、徒に私腹を肥さんと企つるが如き忌むべき厭ふべきもの報聞頻爾として吾人の視聽を驚かすものあり、是言ふ迄もなく正當從業者の爲め一大警戒を要すべきことなるのみならず、若し世人にして一朝彼混同の誤解を來さんか社會の同情漸く臻り正に盛況を呈せんとしつゝ、ある神聖なる斯業の前途に對し、尠からざる障害を來すものと云はざるへからず

## 論

蓋保護事業其他各種の慈善事業に對する國家社會の要望は所謂劣敗者を救援して人類共同の缺陷を補修せんとするにあるを以て、苟くも堅忍不拔の意氣を以て斯業の經營に膺り能く實績を收むるを得れば社會の同情は期せずして集まり安んじて此大業を完成し得べきも、反之奸黠の徒か營利射倖の目的を以て美名の下に社會を欺き仁人を陥るゝか如き事實の發生するあらんか、其害毒の流布は著しくして既成の團體は衰運を招き企畫せる事業は其成功をして至難ならしむべく、斯業の進運を阻害し其前途洵に寒心に堪へざるものあらんとす

吾人は警告す、獄務關係者は勿論免囚保護に従事せるものは深く這般の形勢に留意し、苟くも疑ふべき形迹ある偽善的企業等あるを見聞するに於ては極力之れか探查を行ひ或は進て撲滅を計り、其害毒の彌蔓浸蝕を未然に遏絶せられんことを若し然らずして之れを等閑に付し或は之れに贊同して一着を誤まることあらんか、現下に於ける苦心經營の餘に成る諸氏の事業は根底より崩壞するに至ることなきを保すへからず

## 說

(三) 頃日免囚保護に關し、敝上の偽善事業を耳にし爲めに斯業の進運を阻害し其神聖

を傷けられんことを慮り特に關係者の細心なる注意を求むる爲め茲に數言を費すと云爾

## 少年犯罪者に於ける境遇と犯罪との關係

典獄 白井勇松

少年犯罪者に就て見るに、少年の生理的及心理的狀態が常規を逸して居つて、而して之れが其原因となつて犯罪の發生を見ることは事實の證明して居る所である。犯罪が個人的の要因に基くことの多いのは言ふまでもないことであるが、社會的境遇の關係が大なる要素を爲して居ることも、學者、實際家の等しく認むる所である。個人的の要因が犯罪原因の全部に非ざるが如く境遇關係が犯罪原因全部の勢力とは言ひ難いのはあるが、近時研究の結果に依れば、人は先天的に各自特有の性向、人格を有し、縦合如何なる陶冶訓練を受けても消滅に歸することなく、何れの時か表現活躍するものなることは明白となつた、併しながら其表現せらるゝ最

後の形式は、社會的境遇、周圍の環象に依つて定まるものと言ひ得べく、即ち環境が順良であるときは其消滅することなき特有の性向、就中惡傾向の分子も遂に萌出して發芽若くは増大し、恰も火に油を注ぐが如く不良傾向の増大するは勿論、不良ならざる分子さへも遂に全く墮落して、特發の遺傳要因の如きさへも、更に他日子孫に累を貽すの起原とも成り得べく、即ち遺傳と境遇とは常に循環する因果關係に在るものと謂つて宜しい様のことになるのである。

環境中有力なる感化を與ふる外的作用中には、先づ社會の根本的單位たる家庭がある。模倣感染の主要作用たる交友がある。活動實行の運命を支配すべき經濟狀態がある。生活を左右する職業がある。此等の有勢なる作用は強く人の生理に變化を與へ又心理の動搖を來たすのである。故に生來健全なる生理と順良なる遺傳的先天的性向とが都合良く此等の外的作用と相俟つて進行發育を爲すときは、理論上又は事實上必ず順良平和幸福なる所の成長發達を遂くるに至るであらぶが、之に反して生理と心理とに矛盾したる外的作用に逢着するときには、茲に大なる波

潤を惹起して著しい偏起凹凸を生ずるに至るのである、即ち性向、生育乃至教育感  
 化等の分量と外的作用より受くる分量とが、其平衡を失ふに至るならば、爰に適、不  
 適の優劣を作り出すに至るのである、元來優良なる素質を有する者若くは教育感  
 化に依つて心的良好の分子が多くなつた者は、此矛盾撞着の作用を突破通過して  
 更に順良の環境に入り若くは自ら之を作り得るに至るのであるが、之に反して元  
 來不良なる素質を有する者若くは教育感化の力が更らに加はらないで、不良の分  
 子が増長する者は、此環境の外的作用に翻弄せられ、其羈絆に制縛せられて、絶へず  
 惨憺たる不幸中に沈淪し、其極復た起つことの出来ない様になるのである、

少年犯罪者の性向、性癖は不良なる特質を有するものが頗る多いのである而し  
 て其素質が遺傳的なるや否やは、一層進みたる専門的研究に俟つに非されは其  
 點に付ては姑く斷言することが出来ないから言はないが、彼等の両親、出生、生育其  
 他の環境中家庭の不健全なること、交友の不良なるもの、經濟狀態の酸鼻に堪へさ  
 るもの等の甚た多數なることは、動すべからざる事實である、犯罪研究に依つて得  
 た所の一般の原則に照らすときは、此等少年犯罪者の多數は、當然此境涯に墜て來

論

るものと言ふも過言ではない様である、今彼等が犯罪に接する最近の境遇が果  
 して如何であつたか、今茲に我浦和監獄川越分監の少年受刑者に就き調査したる  
 ものの内、此點に於て調査研究したるものを少しく擧げて見やうと思ふ、

少年受刑者三百四名中

家庭に在て犯罪したる者	六八人	百分の二二
奉公中に在て犯罪したる者	九七人	百分の三二
親族の許に在て犯罪したる者	九人	百分の三
他家に在て犯罪したる者	一四人	百分の五
自活中に在て犯罪したる者	一二人	百分の四
浮浪中に在て犯罪したる者	一〇四人	百分の三四
計	三〇四人	

說

社會に於ける少年中、家庭に在る者の最多なるへきは勿論言ふまでもないこと  
 であるが、奉公中の者とか、親族の許に在る者とか、他家に在る者とか、自活中に在る  
 者とか云ふ様の少年者は、果して如何なる程度、分量に分布せられつゝあるもので  
 あるか、其れ等の事は統計の徴すべきものがないから、前示不良少年の夫れが、社會  
 一般の夫等の少年に比して、幾許の割合に當るか、直に判斷することが出来ない親

族の許に在て犯罪をしたとか、他家に在て犯罪をしたとか、自活中に犯罪をしたとか言ふものの少いのは、其等の境遇に在る一般少年が極めて寡少であることを思はなければならぬ、此寡少なる一般少年中、此犯罪率は果して低きや、否やは疑問である、只浮浪少年の犯罪に陥る者多きことは疑のない所である、浮浪中の少年は其犯罪率最も高大であつて、殆んど悉く犯罪に陥るものと謂つてもよい位である、何となれば家庭に在つて犯罪するもの、又は奉公中に犯罪するものは相應にあるにはあるけれども、家庭に在るものや、奉公中に在るものは、犯罪に陥らないものの方が多數であることは今更ら言ふまでもないことである、然るに浮浪者に付ては浮浪なることが既に非社會的である、其原因が棄兒にあるか、乞丐であるか若くは失職にあるか、自棄にあるか、其等の事は問はずもがな、浮浪其ものが、既に已に社會人としての不良行爲である、又犯罪の導火線である、即ち浮浪は廣い意味に於て犯罪の一部に着手したるものであつて、少くとも消極的犯罪である、之に些かにても動機を與ふるならば、直に積極的犯罪と化し得べきものである、左れば浮浪中の者に犯罪者の多きは、極めて明白なることであると言はなければならぬ、

今前示の者の犯由を擧ぐれば

(1) 家庭に在りし者六八人中

買喰活動寫眞	一八八	總數に對する百分の六	犯由分類總數に對する百分の三〇
遊惰	一七人	同	二八
遊蕩	一人	同	一八
(其他は略す)			

(2) 奉公中に在りし者九七人中

買喰活動寫眞	三三人	同	一一	三四
遊惰	二二人	同	七	二三
遊蕩	八人	同	三	八
出來心	一人	同	四	一一
(其他は略す)				

(3) 親族の許に在りし者九人中

買喰活動寫眞	二人	同	一	二二
遊惰	五人	同	二	五五
(其他は略す)				

(4) 他家に在りし者一四人中

買喰活動寫眞 三人 同  
 遊 情 四人 同  
 常 習 四人 同

(其他は略す)

(5) 自活中に在りし者一二人中

買喰活動寫眞 三人 同  
 遊 情 五人 同

(其他は略す)

(6) 浮浪中に在りし者一〇四人中

買喰活動寫眞 二一人 同  
 遊 情 三二人 同  
 常 習 二二人 同  
 出來 心 一〇人 同

(其他は略す) (未完)

一 一 一  
同 同 同

二 一  
同 同

七 七 七  
同 同 同  
四 七 四  
同 同 同

二一  
二八 二八

二五  
四五

二〇  
三一 三一  
九

講

演

心の持方 (承第九十九卷第九號)

成蹊實務學校々長 中 村 春 二君

塚原卜傳が三人の息子に秘傳を傳へる場合に、眞暗な晩に自分の部屋に這入ると、鴨居の上から枕が落ちるやうに仕掛けて置いた、一番先に三番目の息子が這入つて來た、ハツと枕が落ちる、それを抜討ちにエツと眞二つに切つてしまつた、是は手練です、開けると、落ちる、ヤツとやるのはなかく、難しい、併し巧く眞二つに切れちやつた、二番目の息子は開けるとパツとオッコちる、ハツと體を轉して這入つて行つた、是は一段と宜い、眞二つにしてしまへば、其枕はもう使ふことが出來ない、體を避けた方が宜い、若し枕が爆裂彈であつたならば、觸れば、やられてしまふ、觸らないで、ハツと避けるのは宜い、第一の息子は暗の内に枕のあることを睨んで枕を取つて、それから開けて這入つて行た、それで總領の息子に秘傳を傳へた、其枕を見る所が偉い、枕があるのを知らないで這入る

といふのは駄目だ、武藝の極意は腕むのである、其處が大事であります、同じ話が弓の方にもあります、弓の名人が三人の弟子に極意を傳へる時に、門前に暴れ馬を繋いで置いた、初に來た弟子はヒーンといつて馬が蹴ると、體を轉してヤツと飛越えて蹴られなかつた、是もなか／＼熟練で、餘程身が軽くなくつちや出來ない、普通の者はハツと蹴られると、直ぐのめつてしまふ、次の弟子は馬が蹴ると、エイッと氣合を入れた、それで暴れて居た馬がバタツと止つてしまつて、悠々として這入つて行つた、それからもう一人の弟子はヂツと馬を見て、裏門から這入つて行つた、此裏門から這入つたのが一番宜かつた、さういふ暴れ馬に對して輕業の真似をして、若も失策つたら、横腹を蹴られてウンと行つてしまふ、裏門から這入るのが一番伶俐だ、岩見重太郎の子孫が今豫備の砲兵中尉ですが、昨年の十月頃御目にかゝつた折、色々お話をしましたが岩見重太郎の殘した秘傳書に馬に乗つて險しい崖路を通る法といふことがある。何んとあるかと思たら、馬から下りて、手綱を引張つて通れとあつたこの事、實際これが一番安全な方法である、今の人は何だか輕業をやつて通るのが宜いやうに思つて居るが、武藝は技ではない、技よりは氣であります、昔は餘程さういふことを研究したものです、何故かといふと、命の取合をするのですから、なか／＼さういふ所に骨を折つてやつたものです、今の人はどうも技ばかり入釜しく言ふ、例へば武德會の大會でもありますと、各學校の選手は皆勝てと言

はれる、勝てと言はれても勝負をすれば、どつちか負けるに決つて居る、引分で兩方勝たないといふことは出来るが、兩方勝つといふ譯にはいかない、どつちか負けなければならぬ、それを兩方で勝て勝てといふと、選手が困つてしまふ、どうかして勝ちたい、此どうかして勝ちたいと思ふ爲に年齢を隠したりする者が出来る、あれはどうも指導法が間違つて居る、勝てないでも宜い、潔くやれといへば、是は兩方共やれる、潔くやれ、ハイ潔くやつて來ます、それで歸つて來る、潔くやつたか、ハイ、勝つたか、負けました、それでも宜い、其處が大事な所で、ベストを盡してやれば宜いのです、さういふ風に指導して行きたいと思ひます、何でも彼でも勝つたら宜いといふものではない、それで武藝の方も學問の方も私は精神を活躍させるといふ其所まで行けば同じことであらうと思ひます。

澤菴和尚が面白いことを言つて居ります、不動智といふことを言つて居る、澤菴和尚は御承知の澤菴漬を發明した人で、澤菴漬を發明したといふと、何だか漬物屋の親方のやうに聞えますが、餘程偉い坊さんであつた、柳生但馬守がまだ若い時分に或日のこと擊劍道場でポン／＼やつて居ると、下手だなア」といふ聲が聞えた、誰だといふので弟子が來て見ると、汚い坊主が居る、「貴様か、下手だなアと言つたのは……」「ハイ」「怪しからん奴だ、此方へ來い」と言つて引張つて來た、「貴様下手だといふ位なら、武藝の心得があるだらう」「ウム、ないでもない、」「それぢややるか、」「やつても宜い」「長

い竹刀が宜いか、短い竹刀が宜いか、「そんなものは要らない」、「彌々怪しからぬ、一體貴様の流派は何だ」、「極意に流派はないぞ」、「極意に流派はないとは巧いことを言つたものであります、そこで但馬守が怪しからぬ奴だといふので、竹刀で以て一つ酷い目に遭はしてやらうと思つた所が、斯うやつた(構へ)こうやつたけれど、サア隙が無い、澤菴は唯突出つて居るだけであるが、隙がない、是が非常に面白い、自分でやつて初て分つた、よく講釋師などが兩方に隙がない、其儘やめてしまふといふやうなことを話する、どうも不満足だ、隙がなくても、何でもスボンとやつたら宜さうなものだが、雙方が恐入つてしまふ、何だか詰らないと始終思つて居りましたが、自分がやつて見ると、向ふに隙がないと、どうも手が下りないので、そんなことは一體實驗して御覽に入れると宜しい、又そのうちにやつて見ませうが、打込ませぬ、向ふの虚に附入つたからです。昔の人は如何にして向ふの虚に附入られるかといふことは頻に研究したものです、今の澤菴和尚の話は段々向ふを威して居る、初に下手だと言つて威し、竹刀を持つて來ると、そんなものは要らない、やるかといふと、やらないものでもないと言て威す、さうして流派は何かといふと、極意に流派はないと秀句を投げた、この一句で但馬守はハツとまいつてしまつた、だから立合つても駄目な譯です、そこで參つちやつた、さういふ所は實地研究の結果です、譯の分らない、頭のない者に極意に流派はないと言つた所で、分らない

が、但馬守は出来る人であるから、極意に流派はないと言はれたので、ハツと一本まるつた、其時に澤菴は精神的に勝つてしまつたのです、そして次に物質的に勝つたわけです、其處が偉いのです、仁木彈正が鼠を使ひませう、何で鼠を使ふかといふと、御存じの御方があるかも知れませぬが、あの鼠が非常に大事なものです、若しあれが蚯蚓や蟻蛙や駄目です、あれは鼠でなくちやいかない、何故鼠でなくちやいかないかといふと、チヨコ／＼と出る奴でないといかない、鼠を懐に入れて居て、ヒョツと出す、それに人の目が集る、其時に術を使ふ、それで此鼠が非常に必要なのです、私の知合に山田といふ者が居りますが僕は催眠術に掛からないと言つて威張つて居る、君は催眠術に掛からないと言つて威張つて居るが、櫻の花を見て、あゝ佳いなアと思つた時は櫻の花の催眠術に掛かつて居るのだ、何も彼も忘れて催眠術に掛かつてしまはなければ、ちつとも佳いことはない、酒を飲んで、どうも残念至極だなんといふやうなことを考へて居たら、幾ら飲んでも駄目だ、ア、甘いと思へば、水でも宜い、酒を飲む時には酒に飲まれて、催眠術に掛かつてしまはなければならぬ、心配のある時には一向掛からない、君が催眠術に掛からないからといつて、ちつとも偉くはない、「ナニそんなことを言つたつて駄目だ、濱口熊嶽が僕にかけたが、掛からなかつた」と言つて、偉がつて仕方がないが、催眠術を掛けるのはなか／＼偉い、併し熊嶽なぞもなか／＼狡い、私は見ましたが、ズラツと列べて

置いて、宜ささうな奴に掛ける、氣の散る奴は駄目です、そんなのは撥ねてしまふから、宜い、其の見方が一寸慣れないと、分らない、私は始終そんなことをやつて居ると、見て直ぐ分るものだと思ふ月曜日にに學校の生徒が来る、日曜日にに遊びに行つた者は直ぐ分る、眼の球で判断するのが一番宜い、日曜日にに遊び過ぎた者はキョロ／＼して居る、「昨日は何處へ行つた」と言ふと、頭を搔く、掏兒が金のある人ばかりねらふのは當り前の事です、私は此頃氣を付けて見て居りますが、月末俵給などを貰つた人はよく分ります、何だか此處（懷）の所を氣にして居る、田舎の人が東京見物にでも来て、大金を有つて居ると、何だか此處（懷）の所に手をやつて居る、よく分るものです、話が餘計な所へ飛びました、今の澤菴和尚が不動智といふことを言つて居る、是は動かないといふのではない、フツ／＼しないといふので、ヂツとして居るといふのではない、始終活躍して居るがフラ／＼しない、不動智といふのは活躍して居る智慧といふのであります、此不動智といふのはなか／＼面白い、人間は始終活躍して居なくちやならぬ、先申ました中の精神第二の精神奥の精神は始終活躍して居る、是は此處だけ見て居るのでない、ズツと遠くまで見て居る、昔の忍術の方でいふと、二町四方の所は人の足音が聞える、尤も斯ういふ所はいかない、森とした所では二町四方位は氣を付けられる範圍ださうです、犬でも二町位の所へ來ると、知つて居る、不動智といふのはそれなんです、智慧が始終活躍して居る、

それで澤菴和尚が此不動智の練習をさせる爲に頻にやつたことが面白い、どういふことをやつたかといふと、是は私も學校でやつて居ります、村上なら「村上」と名を呼びかけるのです、「村上」「ハイ」「山田」「ハイ」響の物に應ずる如くやる、便所に這入つて居る時、喧嘩をして居る時、御飯を食べて居る時、何時でもやる、「中川」と言つたら「ハイ」とやらなくちやならぬ、是が難かしい、何時やられるか分らぬ、それで始終やられるか／＼と注意して居る、詰り注意を周到にしますので、さういふ練習をして居るのであります、例へば私が一生懸命に斯うやつて話をして居る、彼方（戸口）から小使が「中村さん」……「中村さん」……四五遍やつても知らないから、此方へ出て来て「中村さん」……先刻から呼んで居たのです「ツイ一生懸命にやつて居たので分らない、といふ。所が是は一生懸命ぢやない、澤菴は心を局部に集中するならば、同時に全部に行き渡るものであるといふのです、詰り一生懸命に教授をして居れば、同時に全部に注意が行渡るといふのであるから、「中村さん」小使が戸を開けると同時に「何だね」其處まで行かなければ、本當でない、是は面白いのです、實際さうであります、其代り必要なことでないならば、ピクともしない、若し此處にどんな大きな音がしたつて、何も必要がないから、ピクともしない、見向もしない、必要なことならば一寸した聲でも、聴く、電車が通らうが、何が爆發しやうが、そんなことはちやんと知つて居るから、驚きやせぬ、必要のないことにはピク

ごもしない、其處を頻に練習した、無暗矢麩に呼んだものです、さうして不動智を練習した、是は一種の教育法であります、私は大變面白いと思ひます、人間が一生懸命になつて活躍して居ると、今この話のやうに遠い所のものも聽える、それから又手足であらうが、何であらうが發達する、此不動智で以てやつて行かうものなら、活躍すべきものと思ふ、此前谷田先生に御目に掛かりました時に、巢鴨の監獄の囚人が屹つ立つた煉瓦の塀を井守みたやうにして逃出したといふ御話を聽きましたが、大變面白いと思ひます、郵便局の局長が手で以て二匁三匁の區別をするといひますが、使ひ慣して見る、さういふ風に發達して来る、それと同じやうに茶なんかもよく飲む人は是は何處の水だといふやうなことを當てます、私もさういふ目に遭つたことがあります、私の親父が大變茶が好きで、興津に居ります時に興津川の川上一里ばりの所の水を汲んで来て飲んで居た、私が中學の三年の時、夏の暑い盛りであつたが、使の者が居なかつたので、私に其水汲を命せられました、もつと興津に近い所であれば宜いと思つて、色々言ふて見ましたが、イヤそんな所よりは矢張り興津川の川上の水が良いといふて、一里ばかり川上に釣橋があります、其真中で綱の桶を下げて汲んで来いといふのです、厭だといふ譯にも行かず、出掛けましたが、暑い時分でしたから、ツイ手前の十五町程の所で失敬して、ブラ／＼歸つて来ました、「ヤアもう行つて来だか、大變早いぢやないか」、「エー急いで行つて来まし

た、それから茶を立てた、「是は違ふぞ」困つたと思ひましたが、「イエ、違ひませぬ」、「貴様本當に向ふまで行つて、汲んで来たのか」、「ハイ」「イヤ／＼さうぢやないぞ、本當か」惡かつたけれど、「へー本當です」「どうも違ふ、それぢや橋の手前の水を汲んだのだらう、はい端でくみました、いやあれほど川の真中で汲めど、言つたぢやないか」、「ハイ」と言つて其場は誤魔化して居りましたが明る日になると、仕方がありませんから、白状しました、どうも變なものです、二十町や十町の所で水の違ふ筈はないと思ひますが、甲州の川口の湖御存じであります、彼處の水は方々飲んで見ると二十八通り違ふさうです、何かいふ島があつて、其島の東側が一番甘いといふことで酒を飲む人は是は灘の何といふ酒だ、是はさうだといふことを利き分けます、矢張り此處(口)が鋭敏になつて居るのです、鼻でも今の人はさう發達して居りませぬが、平安朝の人は犬みたやうに非常に鼻が發達して居た、是は源氏物語なんかを見ると、よく分ります、今誰々が通つたといふことを皆香で嗅ぎ分ける、宮中の女官達はさういふ風に鼻が發達したとしても、下民はさう發達しなかつたらうと思ふと、人民が今何の大納言が御通りになつたといふことを嗅ぎ分けるから、偉い、始終嗅ぎ付けて居るからさういふ風に發達して来る、眼でもさうです、茶話會ですから、斯んな詰らない話をするのも一興かと思つて序に御話しますが、非常に面白い話があります、確か海江田子爵の叔父さんだと思ひます、或坊

さんの眼力が非常に強い、ハッと斯う(睨む)やると、向ふへ行く眼の力が非常に強いといふので、或日「どうしたら方丈様のやうな眼力になれるか教へて戴きたい」「俺は眼力も何もない、」「けれども喧嘩をしても、和尚様がハッとやると對手の手が下りない、暴れ馬がハッとやられたら止つたといふ評判です、」「そんなことはない、」「どうかさう仰らずに教へて戴く譯には参りますまいか、」「俺は何も知らない、」「どうしても聽いて呉れない、併し大變な評判だから何かやつて居るに違ひないと思ふて」「それぢやどうか寺へ置いて貰ふとは出来ませぬか、」「そりや、寺に居ることは構はない、」「それぢやどうか和尚様御願ひ申します」と言つて寺に居ることになつて、様子を見て居ると、朝早く起きて、勤めが終ると、御飯を食べて、又御經を讀みに出掛ける、歸つて来て、寢る、別に不思議はない、始終氣を付けて居るが、變つたことはない、そこで段々考へて見ると、どうも朝が怪しい、暗い中から起きて、庭の中を掃除をする、何だか知らぬけれども其様子が怪しい、三日目の朝物蔭に隠れて見て居ると、何だか知らぬが精神を集中して箒で庭を掃いて居る様子が變だ、さうして椽を上る、其上り際にハッと向ふを見る、(背後を振返る)何故あんなことをするのかと思ふて、其見る方に行つて柳の木の下に躊躇んで見て居ると、矢張り掃除をして、椽の上り際にハッと斯ふやつた(振返る)時の眼の球の恐しいこと、爛々たる眼の光にヒヤッと凍んぢやつた、是は面白い、此處だと思つて、夜が明けて

から「有難うございます、和尚様の眼力は分りました、」「何が分つた、」「御隠しになりました、今日はちやんと見付けました」「何を見付けた、」「和尚様の眼力のお師匠様は柳の節穴と存じます」「ハハ見付かつたか」時に斯ういふことを言はれた「實は斯んなことは言つた所が、駄目なんだ、やらなければ、三文の値打もない、多くの人は教へた所で、やらないから、それで言はなかつた、お前はそれを見現すだけの熱心があるのだから、やれるだるう、マア何んでも「標」を付けて、毎日間かな隙がなやらずにちやいかない、初はなか／＼巧く行くものでない、度々やつて、ピタツと行くやうになれば、それで宜い、」初の中はなか／＼巧く行かない、斯ういふ所にねらひを付けて、ハッとやる、斯んな所へ來たり、此邊へ來たり、何邊からやつても、巧くハッと行くといふことは出来ない、少しやると、頸が痛くなる、それを間がな隙がなやらずにちやならぬ、マアやつて御覽なさい、——それから家に歸つて、塀に隙を穿けて、間がな隙がな毎日ハツ／＼とやつて居た、なか／＼巧く行かない、一年餘り掛かつて、漸くハッとやると、巧くチャツと行くやうになつた、それから撃劍家ですから、劍術をする、ハッと斯うやる、さうなると向ふがたじろぐ、それをスポーンと行くと、這入る、それを度々やつて、撃劍などは餘程それが爲に面白い仕合をやつたといふことでありますが、是は眼力であり、聲の方にも面白い話があります、遠州に氣賀といふ所があります、其處の人で名前は忘れま

したが、其人は大變犬が嫌ひであつた、あなた方の中にも犬の嫌ひな方はありませう、犬の嫌ひな人には必ず吠える、吠える譯です、山本森之助といふ畫伯があります、此人はよく山に這入つて繪を書く、一生懸命に書いて居ると、何だか體に觸るものがある、筆を擱いて、見ると鹿が居る、ハツ鹿が居たのかと思ふと、鹿はスツと逃げる、一生懸命に繪を書いて居ると、鹿の方でも仲間だと思ふのでせう、だから傍へ寄つて来る、體に觸る、ハツ鹿だと思ふと、スツと逃げる、さういふものです、昨年亡くなられた淺羽といふ北海道の代議士の御話がありました、鐵砲撃ちに行く時には必ず一週間だけ齋戒沐浴をする、決して酒を飲まぬ、不品行なことをしない、又夜更しをせぬ、さうして山へ行くと、鳥が此方へ来るやうだ、併し酒を飲んだり、夜更しをした時に鐵砲撃ちに行くと、来るやつも逃げて行く、それはさうでせう、雀刺しが雀を刺す時には何だか雀刺の方へ雀が喰付いて行くやうです、所が我々がやると、逃げてしまふ、又動物の採集に行かうと思つて行くと、動物は居ない、不思議に居ない、然るに探るまいと思つて行くと、馬鹿に居るといふやうなことがある、それは矢張り此方の心持に依るのでありませう、さういふ譯で此齋戒沐浴するといふことは非常に面白い、酒も飲まなければ、不品行なこともせず、夜更かしもしないで、體を淨めて行くといふことは、精神を充實させる一つの方便でありませう、其意味でいふと、是は非常に面白いことだと思ひます、

話が又戻りました、今の犬の嫌ひな人が十七八の時分に或日のこと犬に追掛けられて、一生懸命に逃出して、到頭行止りの漏路へ駆込んだ、所が犬が追掛けて来て、ハツと飛付いた、絶體絶命ヒヤツといふ聲を揚げた、さうすると、飛掛かつた犬がハツと逃げてしまつた、そこでハテなど思つた、非常に面白く感じて、其次にも犬か飛掛つた時に今の流儀でヒヤツとやつた、ハツと逃げる、それから非常に面白くなつて、犬に吠へられると、ヒヤツとやる、屹度逃げる、それから段々やつて居る中にもう斯んなことをせぬでも、此儘でヤツといふ掛聲をすると、スツと逃げる、そこで今度は犬に吠へられることが面白くなつた、人間といふものは妙なものです、一寸氣持が變ると、非常に嫌ひであつた犬が、大變に好きになつた、或日氣賀の町を離れると、馬が飛んで来た、そこでヒヤツと氣合を掛けた所が、泥棒が納戸の戸を開けて這入らうとして、頻に棧を壊して居る様子だ、そこで戸を開けて這入らうとした所を、ヤツと云ふ氣合を入れた、さうするとバツと泥棒が引繰返つた、早速繩を掛けて這入らうとした所が、それが四犯か五犯の泥棒で、連も一人や二人で捉る奴でなかつた、それで先生すつかり納り返つて、今では氣合の先生をやつて居ります、此處ですな、ヤツといふ聲に氣合が籠るのであります、喉から出て来た聲では駄目です、腹から出て来る聲でなければならぬ、之に付て八代



屋の方へ行つて居る、それで教育が行はれたら、不思議であります、唯べら／＼喋つて居れば、それで教育が出来るといふならば、一層のこと蓄音器のやうにしてしまへば宜い、斯んなことを言ふと悪口のやうに聞えるかも知れませぬが、兎に角精神の力はバツと行くものと思ひます、此精神の力が一番大事である、私は學校の生徒に戯をさせますが、餘興として面白いことがあります、それは啞の稽古をさせるのです、私の方では啞問答といつて居ります、是は男でも女でも出来ます、二人でやるのです、例へば片方の背中に猿と書くと、片方は猫と書いた札を貼つて置く、其本人は知らないのですさうして互に其背中の字を知らせる、口は使つちやいけないのです、二人にジャン拳をさしてやらす、さうすると此方の者は猫といふことを知らせやうとし、此方の者は猿といふことを知らせやうとして色々なことをやる、其時の眼の球は非常に良い眼の球で、うつとりとした眼はしない、教へる者も、教へられるものも外聞も何もない、一生懸命である、それだから言葉は言はなくても、頭で通じてしまふ、それで啞が話をする時に斯んな(仕方)ことをやる、是で分るのでありますが、是は唯補助になるだけで、頭で分るので、今の教育者は是で教へやうと思つて居る、それでは駄目です、私の知つて居る或私立大學の卒業生が親父と二人で亞米利加に行つた、親父は薩張り英語は出来ない、それで大學を卒業した息子が「ブリズ、ギブ、ミー、カッフェー」なんてやる、所が解らない、ぼかんとして居る、片

方の親父はコーヒを持つて來い、何を持つて來いとやる、其方が遙かに用が足りる、息子の方は何の役にも立たない、そんな用の足りない英語は駄目だと父からよくやられた、是は氣持で解るのです、其代り無作法で息子が弱つた、西洋人が食つた居る物を見て、あれを持つて來い、是を持つて來いとやる、困つたが、英語を知つて居る息子の方は却つて役に立たぬ、是はよくあることで、此方の氣持が大事なのであります、斯ういふ所で斯ういふ御話をしては濟みませぬけれども、面白い話ですから茶話として致しますが、沼津の監獄の教誨師の方で罫丸主義といふことをやつて居られる人がある、囚人が湯に這入る、いきなり罫丸を掴んで「貴様、早く直せ」とやる、是は此方がしつかりして居なければ、なか／＼出來ない、其處を握つて、「貴様、どうか……」とやる、さうせられた奴は皆ハツと言つてしまふ、其處の呼吸です、唯口先ばかりで何だ彼だ言つたつて駄目です、其處まで行かなければ、逆もあゝいふことは出來ない、さうして其處まで行くと、非常に面白い、人間の急所を掴んでしまふ、それがなか／＼出來ない、或師範學校の卒業生が言ふのに「先生、私は非常に煩悶して居るのです」、「何を煩悶して居る」、「私は一生懸命になつてやつて居るのですが、實に困つて居るのです」、「どうしたのだ」、「私も大變生徒が懐いて來て、喜んで居たのですが、此事の爲にすつかり懸け離れてしまつたのです、私が清潔を怠つたので、私が悪かつたのであります、實に困つて居るのです、私は腋香

かあるので、體操をやつた所が、汗が出て、此處が緒くなつて、それで腋香があるといふ評判を立てられ女の子が寄付がなくなつた、今まではなか／＼よく懐いて良かったが、すつかり離れてしまつたので、私は非常に煩悶して居るのです。何だか馬鹿々々しくなつて、「何も悲觀することは無い、無實の罪に遭つた人の話でもして置いて、さうして自分のことを洗ひ浚ひ話しまへば宜い、若し出來れば、有力な女の生徒を呼んで、先生は斯ういふ譯で實は大變困つて居るのですよと言へば、それで解決は付いてしまふ、子供は成程と感じる、それをしないで、二階から目薬といふやふなことで直さうとするから、ちつとも直らない、實際其處まで行つて、摺む位の勢でなければ、いけない。」さういふ點からいふと、今の先生と生徒の精神が通つて居ない、皆別々に離れて居る、先生は早く家へ歸へらうと思ふて居ると、生徒は生徒で何か勝手なことを考へて居たり、先生の方が生徒が家へ來ては困るなるといふやうなことを思つて居つては、逆も駄目です、さういふ教育上の話をしましたら、申上げることは澤山ありますけれども、今は斯ういふ席でありますから、餘り申しませぬ、今眼の方の話をしましたが、耳なんかも、さうで、遠い所の音が分つたり何かします(未完)

資 料

余の賤業婦救濟意見

醫學博士 片 山 國 嘉 君

五 婦女救濟會の救濟範圍は、淫賣濫行、何人にも娼と認め得る程度の者に限り、其の外淫賣の疑ある者の風紀は、全部警察に於て、直接嚴重に取締を爲すこと。

此の如き政府の娼政方針及態度と、婦女救濟會の事業振りと、相頼り相援けて、異身にして、而も同一體と成りて活動せば、其の効果は必ず偉大なるべきを確信する。此の如きは即ち娼政上及社會事業上の一大革新であらうと思ふ。

七

以上の理由に依り、此婦女救濟會は、十分に社會政策上の性質を帯びた救濟團體であることは明である。其れと同時に、又人道的慈善救濟の事業でもありて、毫も當該婦女以外の者の爲に、營利的で

は無い。故に從來の公娼私娼より轉じて、此會の被救済者と成るのは、恰も地獄で佛に、人喰ひ鬼の手より、救はれるやうなもので、女に取りては無上の幸福であると共に、社會に取りては未曾有の公利公益の救済團體である。此案が空想であらうか？空中樓閣であらうか？實際中の最も實際的、理想中の最も理想的のものであらうか？此の公平なる判断は、世間の識者の眞面目なる講究に俟つ所である。乃で、今は只其參考までに、其の會組織の要點を述べれば、無論法人組織で、目的は(A)、止むを得ず新に娼たらんとする婦女、(B)、現に娼たる婦女、(C)、前に娼たりし婦女の保護救済にある。事業の詳細は、今輕々に論斷すべきではないが、(A)、止むを得ず新に娼と成る婦女及(B)、現に娼たる婦女は、本會所屬婦女收容所(此所に遊廓だの、女郎屋だのと特別の名稱は付けて欲しく無い、成るべく無名の方が可いと思ふ、尙考を要する)に收容し、此所に於てのみ風教上及衛生上最も無難なる、非公非私の状態に於て、密々其の所業あるも警察は之を默許する仕組と爲すのである。此の所には、彼等を救ふ佛菩薩は居ても、彼等を喰物にする、人喰ひ鬼は一人も居らぬから、彼等に取りては、昇程有り難い事は無からうと思ふ、又此所へ密に出入する男子に取りても、衛生上、外觀上及經濟上等、冥々の間に被むる間接の保護救済の思は、必ず感謝するであらう。只事業の目的とする婦女の所業が、社會の最も醜として賤む所であるだけ、亦夫れだけ、世間に救済の道も是迄開けて居らず、

## 資

## 料

今日と雖、未だ本事業の社會政策上の價值が、如何に廣大であるかを徹底的の眼を以て、洞見する人は少なからうと思ふが、何卒其の眞價値を如實に認めて欲しいものである。其の眞價値が、十分に領解になれば、政府も公共團體も、慈善家も、此の事業に十分なる補助と、便宜とを與へて然るべき、社會自體の自淨自衛の要法であることが、解ることになるのである。然し別に、慈善家の寄附に俟たずとも、會務處理の方法如何に依りては、事業費の財源には、自ら其の道が得らるゝであらうと思ふ。從來は遊客が、娼婦以外に食らるゝ、金錢は非常の多額である。學生が授業料を遣ひ込み、番頭が帳尻を誤魔化するのも、畢竟是が爲である。此の所に於ては、一切此等多額の附帶費用が無くなる故に、其の代に、冥加料として入場者より其都度、若干錢の入場料を收めしむることも出来る。一種の有料便所と思へば、腹も立たず、何でも無いと思ふ。被收容者よりも、相當の部屋代も得らるゝであらうから、一時の融通金は入用であるかも知れぬが、兎に角經濟上の心配は、他の救済事業よりも慥に樂であらうと思ふが、或は困難かと思はるゝのは、金錢の方では無くて、問題が問題丈に、適當なる精神的の人を得ることであらうと考へらるゝ。然し是も世人の考へ一ツである、阿彌陀如來の本願は、特に罪惡の人を救はうとして居る處に、殊に其の尊い價值がある。本會の事業も、世人が此の心持で觀察すれば、斯る醜事業の保護救済に、實際從事する人に對してこそ、特に尊敬感謝の意を表して然る

べきである。社會の利益の爲に、一身の毀譽を犠牲にして、斯る社會的事業に對して、特に深厚なる尊敬と感謝の意を表するは、寧ろ社會の公德上の義務である。社會が此の理由を自覺するのは、社會の自衛上、余は之を特に必要と認めて居る次第である。

## 七

此の婦女救濟會の專屬たる。婦女收容所(便宜上の假稱)の場所、家屋の構造、收容婦女居住の仕方、來遊者の取扱方、衛生上の設備及注意、本所監理の仕方等に就ては、種々考慮を要するは勿論であるが、先づ

場所のことから言ふならば、

一 今の吉原洲崎の如く、専ら淫賣を營業とする大厦高樓の林立する遊廓式を可とするかと云ふに、是は餘りに公然に過ぎ、人目に觸れて宜しく無い。東京市の地圖を開いた時、外國の紳士淑女に問れて、正直に説明の出來ぬ區廓の彼方此方に幾ヶ處もあるのは、市の體面上大に恥づべきことではあるまいか？然し、善かれ悪かれ、多年の歴史もあれば、俄に廢止するにも及ばぬが、又是を永年に保護する必要は、無いのである。自然と縮小消滅せしむる方針を取るのが、市に取つて此の上もない大切なことである、兎に角新に一大遊廓を設置することは考物だと思ふ。需要供給の關係

## 資

## 料

上偶然娼婦の居住する家屋が二三軒若くは四五軒位、一處に集まることは致し方なしとするも、兎に角、地圖上に歴然と一區域を爲して現はる、が如きは、餘り公に過ぎて面白く無いと思ふ。

二 品川、新宿、板橋、千住等の如く國道の兩側に軒を連ねて、淫賣を専業とする、巨大なる家屋の聳立するのは、風教上、外觀上甚だ宜しく無い。是も兎に角、成るべく此の種の娼樓の漸を以てする減少は世人の一般に切に希望する所である。

三 淺草公園に密接したる、千束町の魔窟の如きは、是も事實上一種の遊廓であるから、無論不可である。實は千束町の今日あるに至らしめた理由が不明である。現状撲滅は當然必要のことである。

四 公私の別こそあれ、貸座敷同様淫賣を専業とする、各種名義の曖昧屋の多くが、公園其他勝景の土地等に、數多あるのも、甚だ目障りで宜しくない。さすれば

婦女收容所設置の場所としては、以上の四種に類する非難の無い、場所を選ぶことが肝要である。乃ち吉原風でもなく、品川風でもなく、無論千束町風でもなく、又公園其他一般世人の眼に觸れ易い所でもなくして、少しも往來の人の注意を引くことのない、市外町裏等を選ぶことが肝要である。夫れとても、學校の近くであるとか、其他注意して避くべき要件に注意して、差支のない所でなくてはならぬ。市の内外等は敢て論せずとも可いと思ふ。

家屋の構造に就て特に注意を要するは、表入口の設方及周圍の境界の仕方等である。

入口は町裏小路等で、而も一切眼に立つ特異巨大の構造を不可とする。唯何か一定の目標（例へば歐洲の如く紅燈）を懸ける位のこと、兎に角、他は悉く普通の家と外見を同一にすることが肝要である。一定の家號のみとしても可い。さすれば一般世人の眼障りともならぬから、吾人は先づ此の邊で恐ばずばなるまいと思ふ。周圍の境界障壁は成るべく之を十分に於て、近處隣りの迷惑とならぬやうに注意する。さすれば何人にも、障壁一重向ふの隣家の内事は少しも知り得ることは出来ぬので、別に近處隣りの苦情は出ぬであらう。

内部の構造に就ては、衛生設備に十二分の注意を拂ふことにする。其の他は今詳話せずとも可からう。

生活法は、淫猥なる談話笑語の近隣へ聞へるのは勿論、一切の喧騒を嚴禁し、少くとも普通一般の住宅以上の、喧騒は斷じてないことにする。故に現今の貸座敷、銘酒屋、飲食店、若くは待合等の近處に住するのよりも、近隣の風教上には反て無難であらうと思ふ。

收容婦女の外出の際には、特に人目を引く服装、化粧等は勿論、今日の私娼の如き、不都合なる舉動は、監督者より一切之を嚴禁する。

本所（婦女收容所）の目的は、之を要するに收容婦女及其許に出入する男子の保護救済にあるが故に、

日常彼等の浪費を誡め、貯金を奨励し、又來遊者にも浪費と長居、居續け等を爲さざるやうに仕向ける。斯る男女の秘事賤業の上にも神心佛意の深き保護救済の恵は、普く行届くやうにとの考である。

### 八

此の外に、尙種々の疑問を起せば、起るであらうが、皆此の精神で押通せば、必ず保護救済の實は擧げらるゝであらうと思ふ。皮相論者の觀察に依ると、本收容所の救済事業も亦、實は一種の貸座敷事業だと誤認して、現在の貸座敷營業と本會の救済事業とを混合同一視して、結局甲乙兩者の間に於ける利益の争奮論の如く、風聽する人の或はあるかも知れぬが、是は大間違である。其の間には鬼と佛との差がある。營利と救済との別がある。各位は此處の道理を能く聽き分けて是非の判斷を轉倒することのないやに希望致します。

之を要するに、本會の救済事業は、直接には賤業婦女の保護救済を目的とするも、間接には又斯る婦女の爲に、身を錯る多數青年男子に對する間接の保護救済を目的として居るのである。即ち、此會は廣く社會救済の目的に出でたる社會政策上の會である。余の賤業婦女救済意見の目的とする處は、全く此處にあるのであります。是は余の一私言に過ぎないのであります。其の精神は神の心であり、佛の意であると、余は確き自信を有して居りますから、此の問題の醜を忘れて、茲に身見を御聽きに入れた次第であります。（完）

譚叢

◎十有三年

北島良吉

偽證の鑑別

刑事訴訟法第二百二十二條に依れば「豫審判事は證人をして良心に従ひ眞實を述べ何事をも黙秘せず又何事をも附加せざる旨を宣誓せしむ可し」と規定し同第二百二十六條に於て「證人宣誓を肯せず又は宣誓して供述を肯せざるときは豫審判事檢察事の意見を聽き四十圓以下の罰金又は科料を言渡す可し」とあり以て宣誓竝に供述の拒絶に付ても尙制裁を科すること、せり民事に於ては此拒絶に付ての制裁なしと雖も民事訴訟法第三百六條に各證人には其携帯すべき呼出狀其他適當の方法を以て人違ならざることを判然ならしめたる後訊問前各別に宣誓を爲さしむべし

同第三百七條に

證人は訊問前に宣誓を爲すべき場合に於ては良心に従ひ眞實を述べ何事をも黙秘せず又何事をも附加せざる旨の誓を宣ふ可し

同第三百八條

判事は宣誓前に相當なる方法を以て宣誓者に偽證の罰を諭す可し  
 規定し刑事と同一なる偽證の制裁を科すること、せり則ち二者何れも宣誓の上虚偽の供述を爲したる場合には刑法第六十九條に依り處斷せらるる同條に曰く

法律に依り宣誓したる證人虚偽の陳述を爲したるときは三月以上十年以下の懲役に處す

既に右の如き制裁あり左れば神聖なる法廷に立ち良心に従ひ眞實を述べ何事をも黙秘せず又何事をも附加せざることを誓ひ莊嚴なる式の下に其宣誓書に自署す無謀無識にあらざる限りは何人と雖も虚偽の供述を爲し得ざるが如し左れど實際は反之

民事たると刑事たるとを問はず偽證の多きは識者の認むるところにして此證言が事實認定の基礎を爲すが故に其眞否を鑑別するには深甚の注意を拂はざるへからず而して刑法は刑事政策の上より誤判等の事實を未然に防ぎ裁判の信用を維持せんが爲め偽證の自白を獎勵するの特例を設く刑法第七十條則是なり同條は曰く  
 前條の罪を犯したる者證言したる事件の裁判確  
 定前又は懲戒處分前自白したるときは其刑を減輕又は免除することを得

舊刑法に於ける自首の範圍を擴張して自白と爲せり而して一方刑事訴訟法は其第九十五條に於て證人又は鑑定人の供述不實にして故意に出て禁錮以上の刑に該る可き者と意料したるときは裁判所に於て檢察其他訴訟關係人の請求に因り又は職權を以て之を取押へ勾引狀を發し豫審判事に送致す可し

(中略)

本條の場合に於ては裁判所にて檢察其他訴訟關係人の請求に因り又は職權を以て本案の辯論を停止することを得

と規定し不告不理の大原則に例外を設け偽證滅盡の方法を講せり然れども實際の状態を見るに茲に事件あれば必ずや偽證ありと云ふも過言にあらざるを以て其豫防及び鑑別に付ては當局者の苦心又容易にあらざるなり

偽證の豫防に付ては前示の如く判事は刑事訴訟法第三百八條の命するところに従ひ宣誓者に偽證の罰を諭すと雖も往々にして偽證の内容を説示せず細言すれば證人の智識階級に應じ事實の黙秘又は附加等に付き例を設けて説示するの必要ありと雖も其多くは宣誓書の朗讀に止まり此説示の方法を取らざるを以て甲は不知の陳述は黙秘にあらざると速了し原被告の迷惑を來さんことを恐れ證人として法廷に立ち何事も存せぬ知らぬと陳述するが如き乙は又事實と推測との分界を忘れ勢に乗じ理

論竝に想像を事實の如く供述し附加の罪科に觸るゝが如きは皆判事が偽證の内容に付き切實に其説明を爲さるゝの結果にはあらざるか蓋日に一丁字なき證人に對し良心に従ひ云々の宣誓書の棒讀みを爲し或は單純に嘘、偽りの陳述を爲すべからずと告知するも場馴れざる證人の琴線に觸れざる事實は證人心理の研究を俟たずして明白なり  
偽證を論ずるに付き民刑二様の觀察を試むるものあり則ち偽證は民事に多くして刑事に少しと而して其理由を釋ぬるに

(イ) 刑事裁判には常に檢事の立會あり從て證人に於て虚偽の供述を爲さんか直ちに偽證として訴追せらるゝの恐あるを以て證人も其供述に深き注意を拂へり民事には檢事の立會なきが故に不知不識の間に在廷せる原告又は被告の利益の爲め事實に反する供述を爲す場合あり  
(ロ) 刑事裁判に於ては刑事訴訟法第三百八條に依り判事より時々偽證の罰を諭示せらるゝのみならず偽證を爲すに於ては同法第九十五條に依り勾引狀を發せらるゝを以て證人は其供述に付き多大の注意を拂ふと雖も民事には此規定なきを以て警戒の念に乏しく自然偽證に陥り易し  
(ハ) 民事は主として財産權の審理にして刑事は專ら身體生命に關す甲は不干渉主義にして乙は之に反す從て事件の審理は勿論證人訊問に付ても寬嚴の差あり嚴は偽證を戒め寬は偽證を助成す民事に偽證多しとの理由は概畧右の如し蓋一面の眞理を藏すべしと雖も予は之を以て徹底したる觀察なりと認むるを得ざるなり

### 獄吏訓練の過程と其効果

櫻井 革聲

落葉一片尙ほ天下の秋を知り、一家の仁は一國の仁を興す其機此くの如し、故に明睿上に在て董督の道行はるゝときは百司翕然として之に嚮ひ、因

て以て庶政通流し苟くも雍塞の弊を見ざる所以なり、我治獄の要道たる又毎に此範疇を出づる能はずして特に人材の須要急なる者なくんばあらず。察するに常習犯罪者は獄舎を以て一の逆旅となし生涯を通じて反社會的行爲を悛むることなし、是れ誠に國家の憲賊のみ社會の公敵のみ、然れども一片の靈性何れの處にか潜在せざるべき、能く之

れが隱奥秘微を搜り又能く常履素行を察し、以て改過移善の實を擧げしむるは行刑官吏の體認すべき當然の任務たり、此意味に於て獄吏の訓練は須臾も閑却する能はざるは勿論世に偶發或は特發なる犯罪あり、一時的發作性に過ぎずと雖も刑罰の處措宜しきを得ざるときは最も恐るべき習慣性を馴致するに至る、此他多年の懸案たる少年犯罪の如き、女性に特有なる諸種の犯行の如き、數へ來れば之れが鑑別と處遇に於て寬嚴其度を失し、緩急其機を得ざるときは、他をして罪惡を累重せしむるのみならず、刑執行者は毎に何等の變化なき將

た特異の徵象だもなき平笨凡庸なる戒護者として終らんののみ、此意義に於て亦實に獄司訓練の更らに急なるを認めざるを得ざるなり。

記録を案するに明治二十二年監獄官練習所開設せられたりしも一二回にして久しく其事行はれず、爾後明治三十二年警察監獄學校開設せられ監獄官は第五期生までを出だせるに過ぎずと雖も、前記兩度の獄司訓練は誠に豫期以上の効果を擧げ、其出身者の多くは現に斯界の偉勳者として赫々の威名を馳せ、法規の改善實務の刷新等に關し貢獻躍動する所尠少なからざるは蓋し何人も疑義なき所なるべし、然れども國家の施設社會の進運は形而上下に涉り一日も憩息する所なく、遂に獄界の天地をして昨の訓練に執着し、窮まりなき世態の變遷に應ずる能はざる所謂夜郎自大を容さず、於此乎前章を斟酌し舊規に則り、乃ち獄務改善なる名下に人物造成學理研究の細目を提げ、嚮如として再起せるは明治四十二年以後に於ける監獄官練習

所是れなり、勿論趣旨綱領に於て曩きに開設せる所と異なる所なきは既述の如しと雖も、昔時に在ては斯業に對し未だ多く社會の囑目を惹かざりしを以て、之れが創設等に就ても困難なる事情ありし然れども效果の擧否如何の如き問題の比較的物議に上るもの多からざりしや知るべく、彼の地方廳所屬當時の經費論に關し往々辯難攻撃の府となりしが如きに過ぎざりしならんか、今日は獄其者と一般社會と漸く接近し來りたる状態より尋釋して、多大なる獄費の一部を割き之れが養成訓練に努むること決して易々たる事業に非ざるを知るべし、蓋し社會が獄事其者を多少にても會得せるが爲め、一面之れが經營に於ても容易なるが如くにして或一方には却て年一年に施設上鄭重なる態度を要するは免かれざる所にして、制度の發達に伴ふ理數自然なるべし。

際し獄務に關する改良革新の問題、或は作業に或は教誨に若くは恩典出獄に、凡そ斯業上の新策疑義は踵を接し之れが解決を促がさるはなし、而して我邦に於ける監獄官練習所は大正五年を以て、其第八回生の修業を了せしめ前後を通じ茲に五百有餘人の練習生を出し、孰れも實務に執掌し嘗て修習せる所の抱負を發揮せざるなきは其效果の實現に於て、多大の望を將來に屬すべきは深く信じて疑はざる所なり。

吾人は犯罪の豫防鎮壓若しくは撲滅に關する東西諸大家の所説を聞き、傾倒推服措く能はざるものありと雖も、要は既決の罪囚に對する處遇の方法如何に依り、能く善化せしめ又或は悪化せしむと云ふは、治獄を云爲する者の等しく懷抱する通論たるが如し、然らば則ち無法を期し無刑を必とするは一に獄政上實務家の肩上に懸ると稱するも、決して誣言に非ざるを知るに足らん。

夫れ然り故に司法當局が寸時の撓みなく獄吏の養

成に没々たること實に彼れが如し、宜べなり僅々四十餘年間に於ける斯業の進歩は決して遅緩なりと謂ふべからず、然れども人或は言ふ他の行政事務に比し其進歩の著しからざる常に數着を驗するは頗る遺憾なりと、是れ制度其物の資質自然のみ、即ち其要素や消極にして、其事業や不生産的なり、彼の交通貿易の事の如き殖産興業の策の如き、常に潑刺として躍動息ます而して一定の時日一回の施作を経る毎に光輝ある業績を完成して、國家社會に至大の功益を輪寄するものは固より年を同ふして談すべからざるに非ずや、然かも修業生の全部は益向上前進の念慮を弛めず、問題の難易事件の細大に論なく獄務各般の事項を研鑽究して、嘗て倦色なきは目下に於ける監獄全體を通じて、其緊張的状態に徹し洵に刮目に値す。

然れども事物の改良發達は不斷の努力と、止息なき活動の餘勢に存するは勿論の事情たれば、人物を養成して實務の刷新を期圖とす謂ふも、所謂制

度の全般に涉り過不及なき運用を策畫するに在り、故に今日練習せる所を直ちに明日之を應用して、效果実績を收めんとするが如きは或種の特別事項を除く以外、國家の大なるに處して行政各般の消息如何を解する者の敢て執らざる所なるべし、況んや取扱上古來一定の基礎觀念を有する獄務行政に於ておや、必ずや學說の粹を抜き實驗の跡を考へ、前哲未了の緒業は後者之を繼述し百敗不撓の勁節を持し以て連綿傳承し而して更に又新の功を擧ぐるに在り。

然り前來の所説に照らし、獄務の改善は年一年著しきものあるは誰れか疑を挾むべき、但其の何等の點が果して革新の實を擧げ又進歩の運を齎らせしかと云ふに至ては、固より明言し難き所たるも蓋し斯道の講明や既述の如くなるを以て、法規の運用に於て遺漏なく社會の要求を充たすに於て些の凝滯を見ずとすれば、時世に伴ふ行刑家の施設として十全の效果を示せるものと吾人は斷言せん

と欲するなり、人あり或は言ふ現下の獄政は法規を適用して其要を失はざるか、一般社會の希求に副ふて執罰行刑の細節を悉せる乎と、然り吾人は獄政の全體を通じ綱舉目張の域に入れりとは云はず、將た麻姑を借ふて痒所を搔かしむるが如しとも稱せず、然れども條規の考覈斯くの如く詳密に吏員の意氣斯くの如く旺盛なるは、是れ斯道開進の時期にして將來益伸展の兆あること豈夫れ逆睹し難からんや。

協會の瑣窓秋漸く老け編輯机上墜葉も雷ならざる雜籍中、各地の監獄報を仔細に閲し來れば、僅々たる紙頁の中斯界從事の諸氏が躍然精勵の狀歴々行間に響くの思ひあり、嗚呼獄事に對する諸氏の用意や深く刑囚に臨む諸氏の勤苦や頗る大なり矣、是れ蓋し當局が厲聲訓練を策せるの效果に外ならずと雖も、抑亦步調を整へて返響應の實を現はすなくんば何爲れを斯くの如きの緊張振肅を來たすべき、諸氏は此意氣を失せずして訓練の實

あり、之を故買者の手に委ねんか一山百文の値に過ぎず、然るに被害者は既に幾春秋を経たる古着なるを忘れ新調の價を付して盜難の届出を爲し、新紙は之に雷同して贓額數千圓府下を荒せし大竊盜と報す、左れば數年前竊盜の前科只一あるの故を以て遂に十五年の懲役に處せらる、殆ど十露盤の把れぬ仕事なり、如かず覆面兇器を携へ、表木戸より入り、家人に向ひ「靜かにしろ」の紋切形へ、首尾能く現金數十圓を奪ひ「騒ぐと爲めになを逃らぬぞ」の檢臺詞を遺し悠然引揚ぐるの無雜作なるには、而も某々之を演じて僅に十年の懲役に處せられたる而已ならず都下の新紙は二號活字を以て迎へ競て其肖像を掲ぐ警察は又賞金附犯人として優待す光榮之に過ぐるものあらんや、噫男子芳名を千載に傳ふる能はずんば臭名を百代に貽すべし是れ我の強盜に變じたる感想なりと蓋忽諾に付す可からざるは刑の量定なり注意すべきは犯人心理なり

を全ふし亦後進を指導誘掖し前途に横はる斯界幾多の懸案を剖析疏明して、之れが効果を益完全ならしめんことを吾人の翹待して措かざる所なり。

(十月一日稿)

新談舊話

法聲散史

○刑期量定 強盜犯曰く、深夜各所の非常線を脱け拔足差足以て墻壁の外に立ち、犬の遠吠に冷汗を流し猶の鳴聲に心を配り辛くも高塀を乗越え其邸内に入り鼻を摘まんで肥汲口より忍入り、匍匐して茶の間に到り、虫の息を殺して家人の熟睡を窺ひ、漸くにして簞笥を開き十數點の衣類を盗み之を風呂敷に包み臺所の口を開き纒に逃走す、其困難洵に名狀すべからず、而も其酸辛を嘗めて得たる贓品を質屋に運ばんか直ちに露顯の恐

序次少しく論せんか生後三日目の嬰兒と雖も之を壓殺せば殺人罪なり然るに普通の殺人犯には執行猶豫殆ど無之して嬰兒殺害には執行猶豫を伴ふこと屢なり爲めに道路異説を逞し兒殺と墮胎を同一の理路を辿るものとせり蓋普通の殺人に比し情狀の原諒すべきもの少からざるべしと雖も人命犯と執行猶豫は往々にして世人常識の外にあり若し人生五十を標準として其前後に人命犯の刑を量定するにあらば嬰兒と類齡者とは之を同一取扱の下に置くべしとの異説を唱ふるものなきを保せず噫刑事裁判の神髓は刑の量定にあり深甚の注意を拂はさるべからず。

○酸鼻の極 往年某藥種店の主人横領罪を以て豫審に付せらる、予其家宅搜索を爲せしに家には其妻と八十に近き老母並に盲目なる六歳の里子とにてありき、妻は夫の勾留を秘して之れを小兒に告げず盲目なる小兒は父を慕ひ食せさるること既に數日なりと、父が此不具なる兒を愛せるの度は

此一事を以て想像するを得へし、予は被告の犯罪の動機を知らんが爲め試に、妻に訊ぬるに、此兒天資羸弱にして殆ど藥餌を絶たず藥種店を開くに至りしは兒の爲めに買藥を當とし、其藥店と親み之を讓受くるに至りしもの、而も兒の病は癒へずして昨年に及び更に眼病に罹り遂に失明するに至る、被告は悲歎の裡に又も其治療に全力を傾け多くもあらぬ家産は茲に全く盡き果て、知人より托せられたる二百金を自用に消費し遂に忌はしき横領の罪下に勾留の身となる、老母は泣き妻は哭し天に訴へ地に叫べども家に餘資なくして之を救ふの途なし、妻は決す此一兒を老母に托し天賦の麗質値數十金自ら進で某料理店に酌婦となり其前借を以て母子の糊口、夫への差入に宛てんとす、只父を慕ひ數日食せざる愛兒の前途如何とは妻が嗚咽して語るところなりし、何たる慘事ぞや横領の額纔に二百金、愛兒は餓え老母は迷ひ貞女は又正に淪落せんとす一家の離散家門の斷絶火を觀るより

も明かなり、眇たる一個の横領罪にして實に斯の如き慘害を伴ふ刑事統計に示すところの件數一年無慮三十萬悉く此種の悲惨事を藏す、犯罪の豫防、鎮壓は今や焦眉の急を超へて寸隙秒刻を争へりと云ふべし。

該事件被告は犯罪を自白し證據湮滅の恐なし、老母あり不具の愛兒あり、貞婦あり逃走の虞なきは云ふまでもなし、予は歸來檢事の意見を聴き直ちに被告を其妻に責付す是常道のみ。

天下に大勇なるものもあり卒然之に臨んで驚かず故なくして之に加へて怒らす此れ其の快持する所のもの甚大にして其志甚遠ければなり  
蘇東坡  
道理の命する所に從て怒を制する人ば之を勇者と稱して可り  
アラトウ  
小さき斧も屢々撃てば最も堅き樞を倒す  
シユタスピニア  
誠實と勉強とを不易の友と爲せ  
フランクリン

統計

大正五年八月中入出監竝月末在監人員

(△ハ減)

受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	乳兒	總計	前月末日		前年同月		前月比較		前年比較	
					現在	増減	現在	増減	現在	増減	現在	増減
受刑者	刑事被告人	勞役場留置者	乳兒	總計	現在	増減	現在	増減	現在	増減	現在	増減
四八、五四八	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	五二、三九九	△三八九	五二、三九九	△三八九	△四四	△二二一	△三九七	△二七六
五、一五〇	四、一七六	八七六	一八	一〇、二二〇	四八、一五九	△三、五五〇	三、五五〇	△三、五五〇	四、一七六	△三、五五〇	△三、五五〇	△二七六
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	四八、一五九	△三、五五〇	三、五五〇	△三、五五〇	四、一七六	△三、五五〇	△三、五五〇	△二七六
九、四一五	九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五三、〇六五	五〇、四八三	△二、二〇八	五〇、四八三	△二、二〇八	五〇、四八三	△二、二〇八	△二、二〇八	△二、二〇八
八〇五	九〇九	二、一〇四	二、二〇八	一〇、二二〇	二、一〇四	△二、一〇四	二、一〇四	△二、一〇四	二、一〇四	△二、一〇四	△二、一〇四	△二、一〇四
九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五〇、八五七	五三、〇六五	五〇、四八三	△二、二〇八	五〇、四八三	△二、二〇八	五〇、四八三	△二、二〇八	△二、二〇八	△二、二〇八
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	四八、一五九	△三、五五〇	三、五五〇	△三、五五〇	四、一七六	△三、五五〇	△三、五五〇	△二七六
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△三、五五〇	三、五五〇	△三、五五〇	四、一七六	△三、五五〇	△三、五五〇	△二七六
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△三、五五〇	三、五五〇	△三、五五〇	四、一七六	△三、五五〇	△三、五五〇	△二七六
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	四八、一五九	△三、五五〇	三、五五〇	△三、五五〇	四、一七六	△三、五五〇	△三、五五〇	△二七六
九、四一五	九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五三、〇六五	九、四一五	△九、四一五	九、四一五	△九、四一五	九、七八九	△九、四一五	△九、四一五	△九、四一五
八〇五	九〇九	二、一〇四	二、二〇八	一〇、二二〇	八〇五	△八〇五	八〇五	△八〇五	九〇九	△八〇五	△八〇五	△八〇五
九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五〇、八五七	五三、〇六五	九、七八九	△九、七八九	九、七八九	△九、七八九	五〇、四八三	△九、七八九	△九、七八九	△九、七八九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
九、四一五	九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五三、〇六五	九、四一五	△九、四一五	九、四一五	△九、四一五	九、七八九	△九、四一五	△九、四一五	△九、四一五
八〇五	九〇九	二、一〇四	二、二〇八	一〇、二二〇	八〇五	△八〇五	八〇五	△八〇五	九〇九	△八〇五	△八〇五	△八〇五
九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五〇、八五七	五三、〇六五	九、七八九	△九、七八九	九、七八九	△九、七八九	五〇、四八三	△九、七八九	△九、七八九	△九、七八九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
九、四一五	九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五三、〇六五	九、四一五	△九、四一五	九、四一五	△九、四一五	九、七八九	△九、四一五	△九、四一五	△九、四一五
八〇五	九〇九	二、一〇四	二、二〇八	一〇、二二〇	八〇五	△八〇五	八〇五	△八〇五	九〇九	△八〇五	△八〇五	△八〇五
九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五〇、八五七	五三、〇六五	九、七八九	△九、七八九	九、七八九	△九、七八九	五〇、四八三	△九、七八九	△九、七八九	△九、七八九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
九、四一五	九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五三、〇六五	九、四一五	△九、四一五	九、四一五	△九、四一五	九、七八九	△九、四一五	△九、四一五	△九、四一五
八〇五	九〇九	二、一〇四	二、二〇八	一〇、二二〇	八〇五	△八〇五	八〇五	△八〇五	九〇九	△八〇五	△八〇五	△八〇五
九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五〇、八五七	五三、〇六五	九、七八九	△九、七八九	九、七八九	△九、七八九	五〇、四八三	△九、七八九	△九、七八九	△九、七八九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
九、四一五	九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五三、〇六五	九、四一五	△九、四一五	九、四一五	△九、四一五	九、七八九	△九、四一五	△九、四一五	△九、四一五
八〇五	九〇九	二、一〇四	二、二〇八	一〇、二二〇	八〇五	△八〇五	八〇五	△八〇五	九〇九	△八〇五	△八〇五	△八〇五
九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五〇、八五七	五三、〇六五	九、七八九	△九、七八九	九、七八九	△九、七八九	五〇、四八三	△九、七八九	△九、七八九	△九、七八九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
九、四一五	九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五三、〇六五	九、四一五	△九、四一五	九、四一五	△九、四一五	九、七八九	△九、四一五	△九、四一五	△九、四一五
八〇五	九〇九	二、一〇四	二、二〇八	一〇、二二〇	八〇五	△八〇五	八〇五	△八〇五	九〇九	△八〇五	△八〇五	△八〇五
九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五〇、八五七	五三、〇六五	九、七八九	△九、七八九	九、七八九	△九、七八九	五〇、四八三	△九、七八九	△九、七八九	△九、七八九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
九、四一五	九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五三、〇六五	九、四一五	△九、四一五	九、四一五	△九、四一五	九、七八九	△九、四一五	△九、四一五	△九、四一五
八〇五	九〇九	二、一〇四	二、二〇八	一〇、二二〇	八〇五	△八〇五	八〇五	△八〇五	九〇九	△八〇五	△八〇五	△八〇五
九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五〇、八五七	五三、〇六五	九、七八九	△九、七八九	九、七八九	△九、七八九	五〇、四八三	△九、七八九	△九、七八九	△九、七八九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
九、四一五	九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五三、〇六五	九、四一五	△九、四一五	九、四一五	△九、四一五	九、七八九	△九、四一五	△九、四一五	△九、四一五
八〇五	九〇九	二、一〇四	二、二〇八	一〇、二二〇	八〇五	△八〇五	八〇五	△八〇五	九〇九	△八〇五	△八〇五	△八〇五
九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五〇、八五七	五三、〇六五	九、七八九	△九、七八九	九、七八九	△九、七八九	五〇、四八三	△九、七八九	△九、七八九	△九、七八九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△四八、一五九	△四八、一五九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
九、四一五	九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五三、〇六五	九、四一五	△九、四一五	九、四一五	△九、四一五	九、七八九	△九、四一五	△九、四一五	△九、四一五
八〇五	九〇九	二、一〇四	二、二〇八	一〇、二二〇	八〇五	△八〇五	八〇五	△八〇五	九〇九	△八〇五	△八〇五	△八〇五
九、七八九	五〇、四八三	五〇、八五七	五〇、八五七	五三、〇六五	九、七八九	△九、七八九	九、七八九	△九、七八九	五〇、四八三	△九、七八九	△九、七八九	△九、七八九
五、五三九	四、一三一	一、〇一一	一七	一〇、二二〇	五、五三九	△五、五三九	五、五三九	△五、五三九	四、一三一	△五、五三九	△五、五三九	△五、五三九
四八、一五九	三、五五〇	九二二	四四	五三、〇六五	四八、一五九	△四八、一五九	四八、一五九	△四八、一五九	三、五五〇	△四八、一五九	△	









刑者は先づ最初の三ヶ月間嚴正獨居拘禁に附する爲に特別監に送られる、茲に一寸注意せねばならぬことは、英國の監獄當局は今尙は一定の期間獨居拘禁に附することの効果の偉大なるを信じて居る、獨居拘禁は刑執行の當初に受刑者をして「過去を追想せしむる」に尤も有益なりと信じて居る地方監に於ては此獨居拘禁の期間が僅に二十八日で終了することのあるは前述の如くであるが、併し男懲役囚には九十日である、此獨居拘禁中と雖も作業に就かねばならぬ、即ち働けるだけの者は必ず房内にて收益ある作業を執らしむる、若し受刑者が善良の行狀を保てば一日八點を附與せられ、此試験期を経過して通常級に進むには七百二十點を取得しなければならぬ、此期間醫師は常に精細なる視察をなし、食物を加減し、房内に於ける優遇法を漸次遞加する、獨居拘禁三ヶ月の終に於て受刑者は通常級の最下級に編入せられ、普通監に移され、共同作業に就かしめる、此級に於ても完

全なる行狀を保てば一日八點を附與せられ、一ヶ月、否、總計二千九百二十點を取得したる後次級に進められ、更に年を経て最上級に昇される、勿論是丈の點數を得ること能はない者は昇級させない、囚人の特權と優遇とは昇級するに隨つて漸次増加せられるが、併し終始現金を給與せらるゝことは無い(譯者曰、米國の階級處遇には現金給與の惡習あるが爲に爾云ひしなり)其代り給與金は當人が釋放後引取らるゝ地方保護會に交付して、有益なる使途に宛てられる、善行を保つ受刑者は其刑期を四分の一まで軽減せられる、而して凡て釋放は假出獄に非ざれば満期に由るのである、英國監獄に於ては上記の階級處遇に加ふるに種々なる分類法がある、就中主要なるものは初犯囚全部を特別の組に編成して「星級」と名け、絶對に他の部類と隔離し、種々の特權を與へ、初より特別に職業教育を受けしめる、各監に於て初犯者に對し夫々此分類を適用して居るが更にメードストー

ンの重罪監をば全部星級者に充て、ある、其他長期囚と老年囚とに對して特別の分類法がある、癩癩者及肺病などの傳染病者は嚴重に隔離されてある、各監獄には能力ある醫官の擔當する病監があることは云ふまでもない、

英國の重罪監並に地方監に於ける教育は小學教育の初歩をも受けない者に限りて施される、毎週必ず幾時間か就學させる、此故に各監獄には教誨師と教師とが在る、宗教及道徳的教養は教誨師及其補助者に依りて一般囚人に授けらる、若し情願に由りては國教以外の宗派の牧師に教を受けることも出来る、各監には圖書館がありて充分注意を加へて書籍が蒐集せられてあり、囚人は自由に其等を監房に携帶することを許される、青年犯罪者のホルスタール院に於ては此狀態が一層慎重に發達せることは何れ記述しやう、

英國の監獄の規律は殊に良好であつて、獨居拘禁、減食、特典の褫奪、等の懲罰に依りて完全に

確保せられて居る、答鞭とか其他の體罰は殆ど跡を絶たんとし、英克蘭及威爾斯に於て千九百三年度の各監獄を出入せし者十三萬六千人からであるのに、答鞭を使用したるは單に十回に過ぎない、それから囚人の接見に關する規定も嚴重で、且つ監獄作業に關係する者は全部責任ある官吏である爲め、禁制品の密送などは極めて罕である、

同國監獄の作業は全部官署用である、何等の物品も市場に販賣して自由業者の製作品と競争することがない、之が爲に囚人の製作品は政府で費消する、詰まり一口に云つたら、官用制と官業制とそれから官營農園制との結合制度とも見られる、同國には農の作業はまだ一部にしか採用されないが、それでもダートムアールとバクタハアストの重罪監では受刑者の大多數を農業に就かしめ、純種の家畜、羊豚等を飼育せしめ、ダートムアールの方では土地開墾をやらせ、アイルスベリーの女監では園藝が大層善く往つて居る、

英國の囚人は如何なる程度にも道路修築などに從事させないが、必要な場合は監獄建築の補助をなさしむるのみならず、防波堤とか船渠とかの公共的營造物の建設に従事させる、然し作業の主體は諸官署の需要品を製作するにあるので、同國の法律では官署たるもの可及的監獄製作品品を使用することにし、其材料は最低價額を以て納入する認定契約者から提供させる、故に郵便局の需要として行囊、竹籠、マツト、敷物、制服等を造り、陸海軍の爲には石炭籠か旗、制服まで造り、其他の官署や院舎の爲には靴、寢臺、椅子、日覆、箆筒の類に至るまで造り、尙ほメイドストン監獄にては完全なる印刷工があつて主として政府の印刷物をやつて居る、

英國監獄作業は監獄費自給の目的よりも寧ろ作業に依る紀律感化的の効果を擧げんことに努めて居る、故に作業全部の監督及指導は悉く監獄官吏の手中にあり、作業教育に熟達したる官吏は特

別手當を支給せられる、尤も作業の教育を受くべき特典は概して初犯及長刑期囚に限られて居るが、一體に受刑者は自己の尤も適當であるとか又は希望であるとの業種を選択することを許される監獄當局者の作業に對する第一の考は囚人を紀律的ならしめ且つ教養するにありて必しも多量の製作品品を出すといふのではないから、監獄工場に機械の備付けは左程盛んでなかつたが、現今は戦争の影響として機械使用の途が漸次擴張せらるるに至つた、

却説次に吾人は四箇のボルスタール院譯者曰其れも青年の爲に特に院と稱すに向つて觀察を遂げたい、千九百三十三年度には總體の在監人員一日平均九二八人である、此所は十六歳以上二十一歳迄の青年に對する實業的感化監獄として設けられた、現今では男受刑者の爲にボルスタール、カンタベリー、フェルサムの三箇所があり、女受刑者の爲にアイルスベリーの一つがある、今一つリクスには將に開かれん

としつゝある、ボルスタール制なる名稱は千九百三年に開かれたる院舎がボルスタールであつたからで、同年以後着々成功を見たるが爲に議會は千九百九年に法律を通過して、凡そ重罪に處せられた總ての青年にボルスタール教育の利益を被らしむることにした、青年の爲に斯る特殊なる感化的院舎の存在せることは他の施設中に改善的方法が缺けて居る爲と思ふてはならぬ、寧ろ其反對に、英國の監獄制度全體に改善の方法が普遍して居ることは予の信じて疑はぬ所である、即ち前述の如く地方監及重罪監にては初犯者を星級として特に改善の機會を與へ、又メイドストン監獄を星級者にあつて他の者と隔離し、其上各地方監にても短期刑の青年に對して稍變則のボルスタールの處遇を施しつゝある、されど本統のボルスタール制に於ける青年は概ね十八ヶ月以上の比較的長期刑に處せられるから本制が教育的作用を完成するに適應するのである、本制は我がエルマイラ制に酷似し

て居るもまた其異なる所は不定期刑ならざること、二十一歳以上の者を收容せぬことである、このボルスタール制は初發より斷えず充分なる成功を收め、千九百九年ボルスタール法が實施されて以後の記録に徴するに同制度の處遇を受けた者は千九百十四年までに一、〇四三人が釋放せられ、其中七十五パーセントまでは改善されて再犯をしない

ボルスタール院の收容者には獨り職業を教育するのみでなく道德的、智識的の教育にも又體育にも特別の注意を加へられることはエルマイラと同様で、予が參觀したるフェルサム譯者曰其れも青年の爲に特に院と稱すの如き特別監に於ては智育の爲にオックスフォード大學の卒業者を二人までも教師に採用し、此二人の教師が常に在院者と接觸し個人的感化を與へつゝあるから、彼等を改善させる功果の偉大なることは何人も首肯する所であらう、尋常科并に高等科の教課目を教授する外に道德的、科學的、并に愛國的の題目

につきて講演をすることもある、

青年者が此院より釋放せられる時はボルスタール協會の監視の下に置いて仕事の紹介もする、此協會は特にボルスタール院より條件付に釋放された者を監視するが爲に組織されたのである、是に至つて英國の出獄人保護會につき進むで少しく考察を加ふる必要を感じる、一體前述せし如く英國の受刑者の大多數は條件付釋放となる、而して釋放後は警察の監視と、出獄したる監獄に附屬する出獄人保護會の監視とを受けねばならぬ、英克蘭及威爾斯に於ては此種の出獄人保護會が六十あつて實際各地方監及重罪監に一個づゝ附屬して居る、千九百十一年中に全保護會にて合計四一、八一二人の出獄者を保護した、

此等の保護會は總て政府庇護の下にありて出獄人が在監中に働かし給與金は保護會に交付せられ被護人の自由行爲に際し尤も有益に使用することは前陳のとほりである、千九百十三年には此等保

護會の合同收入總額二十四萬圓を超過し、其中約拾萬圓は政府の交付金である、保護會の優良なるものになると當に出獄人を職に就け、又は金錢衣類を與へて補助するのみに止まらず、會に附屬せる工場を有し出獄人が社會生活に復歸するに適當なる教練を施す、斯くして各會は犯罪者に對して釋放後も尙ほ改善せしむる努力を繼續して居る、猶ほエルウッド氏は英國監獄官吏任用法を詳述する所あり、氏は之に依りて米國の監獄官吏が政黨の利害よりして任免せらるゝの弊費を警戒せんことを、其意に諒すべきも我國の如き任用法の完備せる所の者に對りては其要を認めず、故に省く、

### ○最近十三年間の死亡者

に就て (承第二十九卷 第六號)

大阪監獄 監獄醫 鈴木 勇

### 三、各月との關係

病名	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
結核病	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
呼吸器病	九	五	七	三	〇	一	一	七	二	三	三	六
消化器病	九	九	八	三	七	五	〇	八	七	二	一	四
泌尿器病	七	三	一	三	三	〇	〇	三	二	二	〇	〇
血行器病	二	四	三	三	五	一	六	七	四	三	三	二
急性傳染病	〇	〇	一	二	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二	〇
癩	〇	一	〇	一	一	〇	〇	一	一	一	四	一
中風神經病	九	六	九	七	一	二	三	七	四	四	一	五
癲病	一	〇	一	〇	〇	〇	一	一	一	二	一	〇
脚氣	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一	〇	〇	〇
精神病	〇	一	二	三	〇	五	二	一	〇	〇	二	一
全身病	四	一	一	〇	二	〇	一	二	一	二	七	三
自殺	〇	一	〇	一	〇	一	一	一	〇	〇	〇	〇
腫瘍	〇	〇	一	二	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一
外科病	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	〇	〇	一	一
合計	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

月は暑氣最も烈しき時なればなる可し、其の他にありても四期の移行期或は寒暑の急増する月に死亡者多きは自然の趨勢なる可し  
結核病にて死亡せし者は七月に最も多く、九月はそれに亞ぎ、十月に最も少し、一般に結核病は嚴寒嚴暑の候に却つて死亡すること稀なるか如し、呼吸器病にては一月に最も多く死亡し、十二月にも甚だ稀ならざるは、時候の關係によるご首肯することを得可し、消化器病にて斃れたるもの八月に最も多きは、一般社會に於けると異なるごころなく、暑氣の影響大なるかためなり、而して本表にありては一月、二月、三月に何れも九名宛の死亡者を出し、比較的尠なからざるは、其の患者は主として老年なりしを以て見れば、其消化器病そのものためよりも、寧ろ寒氣の影響が死を起さしめしものと考へらる、蓋し老年は一般に暑氣に對するよりも、寒氣に對する抵抗力弱ければなり、泌尿器病にて死亡せしもの一月に最も多きは亦寒氣の

與る所大なりしものと認む可し、血行器病死亡者の八月に最も多く、七月之に亞ぐは、暑氣の負ふ所甚だ大なりと言ふことを得可し、暑氣の候一般の血行器殊に心臟を勞すること大なるは生理學の教ふる所によつて明かなればなり、中樞神經系病による死亡者にありては一月首位にあり、三月、二月、其次に列し八月に亦尠からざるは、同じく氣候の關係にして、一般に腦脊髓疾患には寒氣は最も有害なるものの一にして、殊に腦貧血は此の候に最も多く、腦出血は是に反して却つて暑氣に稀ならざるは病理學の説明するところなり、脚氣にて斃れたるものは、凡てを通じて只だ二名に過ぎず、而も共に七月と八月とに死亡したるは今更喋々と説明する必要なし

精神病死亡者の六月に最も多きは、恐らくは偶然の事なる可く、全身病殊に其主なる老衰者、貧血患者が十一月に最も多く、十二月之に亞げる、元より寒氣の責亦大なるものあらん

を以て、二十歳以下のものある可き理なきが如しと雖、明治三十六、七年の頃には、尙かかる年齢のものを本監内に收容せしことありしと、滿二十歳を超ゆること一ヶ月二ヶ月のものは皆この二十歳以下と言えらる段に集めたるがため、二十歳以下の部に屬するもの比較的多きを見るも實は十八歳十九歳の者は、合計僅かに七名に過ぎず、今前表を通覽するに二十一歳乃至三十歳の者、最も多きは多少考慮す可き事柄にあらざるか、普通一般の社會にありては、二十歳乃至三十有餘歳の所謂壯年者は、精神的にも肉體的にも勞働する事最も大にして、從つて疾病の外因或は誘因又は病の經過を不良ならしむ可き動機に接すること亦最も大且つ頻繁なるを以て、此の頃の死亡者比較的多きは理の當然なれども、監獄内に於ては甚しき老年者或は特に疾病上の關係を有するものにあらざる限りは、平均皆等しく處遇せられ、皆等しく外來的病因、誘因に接し、等しく影響せらる可き

四、死亡者の年齢

病名	20歳以下	21-25歳	26-30歳	31-35歳	36-40歳	41-45歳	46-50歳	51-55歳	56-60歳	61-65歳	66-70歳	70歳以上
結核病	20	21	26	31	36	41	46	51	56	61	66	70
呼吸器病	4	7	8	3	5	3	3	2	3	0	0	0
消化器病	0	2	9	2	9	2	3	2	3	2	8	7
泌尿器病	2	3	2	6	3	1	2	4	1	3	1	0
血行器病	2	5	6	3	7	6	6	4	3	0	0	0
急性傳染病	0	0	2	5	6	3	1	0	1	0	0	0
中毒	0	2	3	3	1	1	0	1	0	0	0	0
中樞神經病	1	4	8	4	5	8	3	4	7	3	0	2
脚氣	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
精神病	0	0	2	6	4	1	3	0	1	0	0	0
全身病	1	3	1	3	1	1	2	3	2	2	3	2
自殺	0	3	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0
墮胎	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0
外科的病	1	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0
合計	51	127	102	109	67	58	51	41	33	19	8	5

本篇は大阪監獄本監に就てのみ調査せしものなる

理なるに、其死するや、老を先にせず、老却つて若に後るは、茲に何等かの理由なき能はず、或は此の年齢の在監者數が最も多きも其理由の一なる可しと雖、事實は此の年齢の在監者數と其の死亡數と、他の年齢の在監者數と其死亡數とを對稱するに、概して前者の死亡割合尙多きに過ぐ、(全死亡數六百六十六人に對して三百人を超ゆ)然る時は單に其年齢(二〇—三〇)の在監者數が多きがためなりとの一言を以て、説明を盡せりとも言ひ得ざるが如し、此年齢の死亡者約三百名餘の中、結核病による死亡者約二百名に達す、一般社會にありても、結核病は人生の春とも言ふ可き此の年齢の者を倒すこと最も多きを以て、監獄内に於ても該病死亡者の最も多きは別に怪しむに足らず、此の年齢に於て結核病死亡者が多きがためなりと説明す可きか

換言すれば二〇乃至三〇有餘歳の年齢に於ける在監者數の多きと、其の年齢に於ける結核病死亡者

の多きとの二理由によつて、此の間に於て最も多くの死亡者を出すに、單純に説明す可きか、是一理あれども尙そのみにては聊か物足らざるの感あり、尙今後の研究を俟つるのみにして、余に於て未だ是れを斷定するの域に達せざるを遺憾とす精神病死亡者の比較的若年者に多きも、一般社會に於けると異なる所なし、是れ種々の理由ある可しと雖、其の病氣の性質が早發癡狂、麻痺狂、白痴低能者なるがため早く發生し永く現世に存在することを許さざるがためなる可し、是等は何れも皆食を攝らざりしため營養消耗によつて斃れたるものなり

五、在監月數  
即ち入監より死亡迄の月數を示すものにして、端數は凡て是を省きたり

病名	在監	
	年月	以上
結核	1	1年
	2	1年
	3	1年
	4	1年
	5	1年
	6	1年
	7	1年
	8	1年
	9	1年
	10	1年

呼吸器病	四、四、三、七、三、五、二、一、四
消化器病	八、七、二、五、六、三、四、四、六、七
泌尿器病	三、五、四、一、二、五、二、一、五、一
血行器病	六、三、四、三、五、六、七、二、三、四
急性傳染病	〇、〇、三、一、一、〇、〇、〇、〇
急性毒	二、一、一、二、一、二、一、一、〇、〇
中樞神經病	六、七、五、六、七、三、四、四、五、二
癩病	一、〇、一、〇、二、二、二、〇、〇、〇
精神病	二、一、三、〇、四、三、一、一、二、〇
全身病	一、二、三、一、三、六、三、二、一、二
自殺	〇、〇、〇、〇、一、三、〇、一、一、〇
腫瘍	二、二、〇、〇、〇、一、〇、〇、〇、〇
脚氣	一、一、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇、〇
外科病	〇、〇、一、〇、二、〇、〇、〇、一、〇、〇
合計	57 65 61 47 71 149 77 47 47 45

此の關係に於ては長短甚しき差異あり、其最も短きは入監後五日にして、斃れたる肺結核一、六日目に死亡したる肝梅毒一、十二日にして鬼籍に入りし急性腦貧血一名あり、其他は早きは二十日乃至一ヶ月以内遅きは三年以上八年半に及ぶ(未完)

雜纂

○三年後發見せられたる殺人犯

Dr. Kelenstein: Yssohr. f. Mech. Beamt. 1914, Nr. 10 olerztl. Sachverstandig'n Ztg. 1916, Nr. 3.

金貨業Sなるもの其住宅に於て死體となりて發見せられたり、死體には損傷あり、住宅は混亂の状態にありたり、Sは寢臺の柱に縛り付けられ、緒は頸部に非ざるも、口を通過せり、官廳は之を縊死による自殺と認め、室内の亂雜、死體の皮膚損傷は證人の言に従ふに當時泥酔し居るに由るものとせり、隣人は之を信せず、Sと同居し居たる労働者U及其友人Gの所爲ならん疑ひ居たり、三年後Uの妻は何かの復讐の爲めその夫とGとがSを殺したるものなりと訴へ出でたり、Gは自白せしむは否定せり、死體は發掘してケーフルスタイン氏及他に今一人にて検査せり、著名なる所見は舌骨々折あるのみなるも古き爲生前のものか死後のものか不明なり、ケ氏鑑定して曰く、垂下せずとも、又緒が首を一周せり、口部を一周したりとするも縊死し得、死體の損傷は殺人に相當し自殺とは認め得ず舌骨々折は縊殺する前に扼殺したりしものと推測す、室内の混亂せしは殺人者が金銭を搜索したるものならん、人の縊殺は極めて稀に

見る所なり、されど被害者にして此場合の如く大酒し居たる時は、容易に縊殺し得べしと、Gは只見張をなせしのみなりと云ふも是れ不可能ならずと雖も、事實らしく思はれず、公判廷に於てUも自白したりといふ(國家醫學會雜誌)

○英國に於ける在監人及び監獄費

英國の監獄制度及び監獄の實狀に就ては論議す可き幾多の點がある之等に就ては、予も多少の資料を有するので、他日發表の機會あるを信じて居る今は只暫く英國内務省の發表せる、統計に據つて、同國在監人及び監獄費用の一端を伺ふて見たい、千九百十五年二月十六日英國内務卿マッケンナ氏 Mr. McKennaは同國衆議院に於て一議員の質問に對して千九百四年乃至千九百五年及び千九百十四年乃至千九百十五年の平均在監人員比較表を發表した、其に據れば次の如くである、

監獄	千九百四年(在監)	千九百十四年(在監)
	千九百五年(人員)	千九百十五年(人員)
一、地方監獄	一八、一六九	二一、六五一
(Local Prisons)		
一、重罪監獄	三、一九一	二、五五二
(Convict Prisons)		
一、獨立酒癖者	六八	六五
一、矯正所		

(State Institute Reformations)  
 一、キヤンペル留置場 (Prison Institution) 八七〇  
 一、留置場 (Preventive Detention) 二四〇

合計 二一、四二八 一六、三八三

即ち最近十年間に於て五千四百五十人の減少を示した更に同日同  
 期は同一の理由を以て同年度に於ける監獄費の比較表を發表し  
 た、之に據れば次の如くである、

監獄費

千九百四年乃至千九百五年 七三五、七六二磅  
 千九百十四年乃至千九百十五年 七八三、八九〇磅

即ち最近十年間に於て四萬八千二百二十八磅の増額を示したので  
 ある、只怪むに、監獄人員減少して、監獄費増大するは、蓋し、監  
 獄の設備を監人員の待遇に改善を爲したるか爲めか、或は物價  
 騰貴の爲めか(法律新聞)

○同盟國の宗教尊重

英國に於て研學の餘暇監獄や感化院を視察したが、到る處の監獄  
 の教誨室が莊嚴であつて澤山の費用を建築費に投じて居るのは最  
 も注意を惹いた、監獄では教誨の實況を見なかつたが、或る感化院  
 で教誨の模範を參觀したか、收容人員が二百計りに對して教誨室は  
 千人以上も收容せらるゝ構造で院外の普通の人が多く説教を聽き  
 に来る、私の行つた時には千人程の聽衆があつた、感化院の教誨室

○無料宿泊所の新設

○年々窮民が増える

本所區若宮町及び深川區西町の無料宿泊所は明治三十四年淺草本  
 願寺輪番なる故大草蕙實師が創設以來大正四年迄に無料宿泊人員  
 二十三萬二千六百三十七人、職業紹介人員三萬五千八百八十三人、  
 疾病者救護紹介人員一千四百二十四人、飲食物給與人員一萬七千六  
 百九十六人の上つたが東京市膨脹發展に伴ひ激甚なる生存競争に  
 増加する一方で近來は職業の紹介を求める者や、宿泊人が非常に多  
 く每晚殆ど満員の有様で中には空しく歸さなければならぬ者も少  
 くない、そこで同所では今後第三、第四の順を追うて市内各所に無  
 料宿泊所を設ける計畫を立て大方の寄附を仰いで之に着手する答  
 だが其費用の一部に充てる爲めに帝制十月興行を利用し慈善觀劇  
 會をも開催する由で其事務所を淺草本願寺に設けた(東京朝日)

○國立感化院の設立に就て

國立感化院設置に就き内務省の生江孝之氏は曰く我國の感化院は  
 明治三十三年に制定されたのが四十一年に改正されて國立感化院  
 に必要に應じ財政が許せば當然設置してもいゝ事になつて居た、必  
 要は甚だ迫つて居つたが財政の都合から議があつても今日に延び  
 んくになつて来たが今年は大藏省の同意も得難議を経たるは感化  
 事業の上になつた喜ばしい事だ、我國現在感化院の數は東京府の小笠

を公開するのは憚らざる云ふ事業と一般社會との聯絡を執る爲めと今

一つは外から説教を聽きに來る程の人は何れも信仰家であるから、  
 不肖の間に院生に信仰家の感化を受けしめんとする用意から出た  
 ものであらうと思ふ、英國人が宗教を重する念に厚いことは監獄や  
 感化院の教誨に現はれて居るばかりでなく、毎年十一月一日の年度  
 の暮目に行はるゝ法曹社會の始業日には大審院の院長を始め裁判  
 官も辯護士も一堂に集りて本年中にどうか間違つた裁判杯をしま  
 いやうにと敬虔な態度を以て神に祈禱を捧ぐか如きも最も私の  
 感を惹いた神聖なる裁判を行ふ人々にして如此真面目な態度を以  
 て法廷に臨む云ふことは如何にも興味かしいことであると思は  
 れた、我が國に於て板倉勝重が京都の所司代をして居つた時、罪を  
 斷する日には早朝途かに愛宕神社を拜し無辜を罪するが如きこと  
 の無いやうに祈禱したと同じ心懸けを我同盟國たる英國に於て  
 法曹社會の人々が現に實行して居ると云ふことは尊いことである  
 と思はれた、夫れから辯護士の澤山住んで居る街に專屬の教會が建  
 てられて居ると又た巡回裁判と稱して中央から裁判官が地方を  
 巡回する場合に其土地の官民が盛んに歡迎するか裁判官が其地に  
 到着するや、第一に舞ふのは官廳でも學校でも宿舍でもなく教會  
 堂であること、其他我日本杯では宗教に縁ないものと思はれて居る  
 法曹社會の人々が凡てについて信心深いこと云ふことは羨しく思は  
 れた、政治家でも法律家でも教育家でも、皆な悠々云ふ風に訓練さ  
 れて居るから英國の今日があるのだらうと思ふ(種福法學士談)

原島修養學院(府立)井の頭(市立代用)巢鴨家庭學校、澁谷東京感化院(以上私立)を始め各道府縣を通じて全體で五十五箇所此收容

人員約二千人、歳費二十三萬圓の内五萬圓を同庫から補助して居る  
 一體感化院といふものは歐米各國共年齡、性癖不肖程度等に依つて  
 收容所が區別されればならぬ、世界中何處でも此區別するといふ事  
 が原則になつて居る、然るに我國では此區別が無い、英國に就て云  
 へば感化院に實業學校(十四歳未満を收容し十六歳に至れば退院さ  
 せ全國で百三十ヶ所一萬七千人を收容し同庫補助百六十萬圓とい  
 ふもの、只感化院、十六歳未満を收容し十九歳に至れば退院させ全  
 國四十ヶ所、千五百人を收容し同庫補助七十三萬圓)の二種がある  
 我國現在のものは即ち前者に相當するのであるが時に後者の様な  
 事をして居た場合もある併し今度國立感化院が出来れば今迄のもの  
 は完全に前の性質を充分に收め不肖少年の收容法を國立感化院  
 と分立して行ふ事が出来るので感化院の世界的原則である年齡、性  
 癖の區別が立つ事になる、新國立感化院は常に百五十人を置く事が  
 出来る、此處へ收容するものは勿論年齡に於ても十八歳迄を収  
 容出来二十歳迄在院させ得るのだから、自然現在感化院で收容し得  
 る十四歳以上の不肖少年を取扱ふ事にならう、建設地の如きも未定  
 であるか我國に唯一の國立感化院だとすれば矢張り東京近郊に設  
 置する方が便利である云々

## ○予は看守諸君に語る

有馬四郎助

(一)

我が敬愛する着守各位、各位の地位は行刑官吏中の下班にありて、最も困難のものたるは今更絮説を要せずと雖ども、熟々其上班たる者より之を視察するときは、其處に甚大なる人知れぬ勞苦のありて、深厚の同情に値ひするものあると同時に其職分の甚だ重く且つ尊きものあるは、到底局外者の想像し得る所とも思へぬ也、今一々之を説明する譯には參らねど、先づ手近く譬へて申せば兵居は打てざる如く、行刑の事も看守なくしては一日も立行くものに非らざるは明か也、

是の故に看守の質にして若し劣悪ならんには、縦し上に名典獄あり良看守長あるも、其行刑の不成功に終るは蓋し避く可らざる必然の成行にして

之を極言すれば典獄看守長は時に或は缺くるあるも、敢て實際の行刑上には左程の差支あるものにも非ず、但し、看守は然らず若し一人にても缺けたらんには、忽ち戒護上の配置に狂ひを生じ、其差支や舉げて數ふべからざるに至るが如く、彼は寸時片刻も決して缺く可らざる役目たるを見るべし之に反し看守にして果して其器たるを得ば、典獄看守長は假りに其人を得ずとするも、行刑の成績は必ずしも擧げ能はずと云ふこと勿るべし、而して是等の點に就ては既に各位の身に覺へある所、將に周知の事實とすれば、予は特に茲に陳辯の必要を認めざる也、

斯様の次第なれば各位の地位は、實に容易ならざる行刑上の重要機關に屬し、所謂椽下の力持に等しとは申しながら、事實各位なくしては國家は眞に一日も安康を保ち能はざる所以にして、即ち國家は直接に各位の肩上に支持せらるるものなれば、假令其位置低しと雖ども苟くも國家觀念ある

者に取りては、恐らく是程務め甲斐ある快心の職務は少なかるべしと思はれる也、而して斯くの如くにして光榮ある重任を荷ふもの、眞に是れ志士の本望とや謂はん、予は敢て誇大の言を好む者に非ず、されど現に彼の人を殺し財を掠め、暴戻殘虐に及らざるなく、世人をして恐怖戰慄一日も高枕安臥せしめざる兇漢大賊をば、差當先づ何人が能く之を檢束戒護しつゝあるかを思へば、之は巡查憲兵ならぬ椽下の力持の役目、即ち看守各位の職務にてある也、彼を想ひ之を思へば予の言強ちに謂れなきに非らざるを知らずや、且つや巡查憲兵の務は一時的の働にて、彼等は先づ之を逮捕すれば夫れにて事済まんも、看守各位の其れに至つては之と異なり、永く之を檢束し永く社會の危害を防禦し、尙進んでは彼を改心感化せしめて、前途有用の良民となさんとする、其間の常住不斷の苦心慘憺と云ふものに至つては、實に尋常一様のものに非ずして、從て其功勞も亦決して彼是日と同

ふして論すべきに非ず、而かも之は予輩の辭論に非ずして、公平なる具眼の士は皆必ず同意して、異議なかるべきを信する也、

然らば則ち斯かる公平にして慕はしき具眼の士は、天下に多くあるべきものなるやと問ふ者あらば、予は聊が其答に當惑せざるを得ず、如何となれば一概に世の識者は悉く具眼者なりとも言ひ難く、然りとて又當局上班族も悉く具眼者なりと斷するも果して如何のものか、予は不幸にして未だ何れも其實際を究めざるを自ら遺憾とすれば也、然れど打ち明けて話せば、當局上班族の事は暫く措き、世の識者の中に之を求むるに、予輩と其見を同ふする者雨夜の星とは些と酷ならんも、少くも、曉天のそれと云ひ得んほどに見ゆるどころ、實に残念至極と謂はざるべからず、各位が此の有様に對し如何に感じ玉ふかは、予輩の想像するだに氣の毒に堪へざる所也、然りと雖ども予の茲に切望して止まざるものは、當局の外に具眼の士

のあるにせよ、あらざるにせよ、我に於て何かあらんとの各位の自覺の、唯愈々強堅ならんことは、

更に切に申せば各位の社會的待遇は、如何に冷淡酷薄を極むるも、其精神的地位に於ては、事實上其國家よりは安寧秩序の擁護者と信任せられ、其國民よりは同胞落伍者の救護者と信頼せらるゝものなれば其高潔なる隱徳上の榮譽や大に又其實權や強く唯此點に至つては、殆んど他に之に過くるものなしとの自覺自信の固く且つ深きこと、何物を以てしても之を抜く能はざる底のもの無くんば非ずと思ふ也、

悪しきこと一切に其の人を捨つべからず去年悪しきことも今年善き事あらば其の善きを  
取りて先きの悪しきを捨つべし兎角先非を  
悔ひて善に進む様に引立つべし

徳川秀忠

に伴ふ商工業の不振物價の騰貴、就職難の如き、悪風汚俗の傳播諸種の誘惑等尤も其多きに居るべく

(b) 個人的原因

個人的原因としては遺傳的の惡質よりするもの境遇的墮落より來るもの其他道德的觀念の缺如、若くは生活上の困難より生ずる等枚舉に違あらず以上の如く犯罪は獨り個人的原因にのみ基くものにあらずして社會的原因則ち社會の缺陷が其原因なりとせば社會は其當然の義務として犯罪防遏の方法を講せざるべからざるのみならず其社會自衛の見地より將又社會利福増進の點よりして犯罪防遏に全力を注ぎ國家と協力せざるべからざるや當然なり講述茲に至て予は今國家は犯罪に對し如何なる施設を爲しつあるや又社會は國家と協力して如何なることを爲すべきやを述べんとす國家の爲せる事業は之を稱して刑事政策と云ふ之を取扱ふ機關は警察裁判所並に監獄にして

(一) 警察

○保護講習會の一日(承頁二十九卷)

北島生

免因保護事業は犯罪防遏事業なり從て保護事業を述べんと欲せば先づ犯罪に遡らざるべからず、犯罪の物體的觀察としては犯罪には發生、存在、滅亡の三階段あり予は此順序に於て少しく所見を述べんとす

(一) 犯罪の發生

犯罪の觀察には種々の見地あり茲には科學的に社會現象として之を觀察せんに則ち社會あれば必ずや犯罪あり犯罪は社會固有の一現象にして社會と共に發生す然らば其發生の原因は如何

(a) 社會的原因

其原因一にして足らずと雖經濟上の變化則ち戰時

警察は行政上の犯罪豫防則ち不良少年の取締、浮浪者の戒飭、私娼の解放、汚俗惡習の監視、圖書藝術の取締等並に既に發生したる犯罪の捜査及び檢察事務(司法警察)の補助を擔任し

(ろ) 裁判所

裁判所に於ける検事局は發生したる犯罪の捜査並に檢舉を完了し起訴不起訴の處分を爲し又裁判所は起訴せられたる犯罪事實を確定し之に刑罰を適用し

(は) 監獄

監獄は裁判所の言渡したる刑の執行事務を擔任す而して右三機關に於て極力犯罪の豫防鎮壓に努む殊に監獄に於ては囚人處遇の方針として威壓懲戒と共に感化改善の主義を執り一面嚴重なる紀律の下に國法の尊重すべき所以を知らしめ一面に於ては宗教道德の教育を授け以て徳性の涵養を計り出獄後良民と伍するを得せしむるに努むる等百方鎮滅の方法を講ずるも對價的に犯罪の減少を見るに

至らざるは遺憾なり、蓋刑事機關の設備活動等に不備の點あるべしと雖も社會の協力援助を待つにあらざれば到底完全の効果を收むるを得ざるや明なり、然らば社會は如何なる事項に付政府に協力し又如何なる事業を經營すべきや蓋不良少年の感化の如き貧民救助事業の如き、勞働者の保護、其他殖産興業の獎勵、宗教教育の普及皆是犯罪防遏上社會の共助を要すべき事項なるも尤も切實に且主要なるものを免囚保護事業とす

予は免囚保護事業の細に入りて論ずる前犯罪の統計並に犯罪の實害に付て少しく述べんとす是犯罪の發生を論せるを以て順序に於て犯罪の存在状態を説明するを至當と思料するが故なり

(二) 犯罪の存在

國家は年々多額の費用を投し犯罪の豫防鎮壓に努むと雖も毫も減少せず試に國家が年々費せる經費並に犯罪事件等を左に示さん

裁判所經費

年 度	金 額
大正元年	六百六萬三千九百四十九圓
同 二年	同
同 三年	同
同 四年	六百一萬八千七百七十五圓
同 五年	五百七十八萬九千三百九十五圓

(注意) 大正元年乃至大正三年は決算額大正四年同五年は豫算額なり

監 獄 費

年 度	金 額
大正元年	六百七十三萬七千二百圓
同 二年	六百十八萬七千四百四十八圓
同 三年	六百一萬六千六百六十七圓
同 四年	六百六萬八千九百九十九圓
同 五年	五百六十萬三千四百十七圓

(注意) 大正四年同五年は豫算額なり

最近五年間の調査は右の如くにして之に警察費連帶支辨金(留置人費)一ヶ年約三百三十萬圓を加ふれば一ヶ年平均一千五百萬圓以上にして其犯罪豫防鎮壓に投せる歳出は實に如斯多大なりとす、更

に刑事事件統計を見るに

刑事事件裁判所受理件數

年 度	件 數
大正元年	十四萬二千四百四十二件
同 二年	十三萬六千二百六十七件
同 三年	十二萬七千四百七十五件
同 四年	十三萬五千二百八十四件

検事局受理件數

年 度	件 數
大正元年	二十五萬九千百十八件
同 二年	二十七萬四千四百八十件
同 三年	二十七萬六千三百七十五件
同 四年	二十九萬七千六百三十三件

犯罪件數は以上の如くにして之に警察に於て處分する處罰令事件六十萬件前後を加ふれば一ヶ年の犯罪事件は實に百萬に近からんとす

犯罪の存在状態は右の如く國家が年々費すところの前示歳出は則ち犯罪に依り國家が蒙むる損害の一部なり更に犯罪の存在が如何なる損害を如何なる方面に蒙むらしむるやを述べんに

(甲) 國家に對する損害

前項の如く年々國家に對し多大なる經濟上の損害を蒙らしむるのみならず刑法の威力を失墜し國權を侮蔑するに至る

(乙) 社會に對する損害

社會に對する損害としては、社會の秩序を紊亂し一般の安寧平和を害し犯罪の續發を促し遂に文明の進歩を阻害するに至る

(丙) 個人に對する損害

個人に對する損害は枚擧に遑あらず他人の生命、身體、自由、名譽、財産の毀損、並に右直接の被害者以外に及ぼす同様の損害は鮮少なからざるべく而して一方には犯罪人自身を傷け其破滅を來し延て其家族關係人等に回復すべからざる損害を加へ遂に家門の没落を來すに至る予は多年刑事裁判に干與し其慘害を知悉し洵に酸鼻に堪へざるものあり茲に近年干與したる一二の實例を擧げて犯罪實害の實況を示さんとす(未完)

### ○加能慈惠保護場の近況

加能慈惠保護場は明治三十二年四月設立し同三十四年十月財團法人の認可を得たるも資力薄弱にして大谷派本願寺出金の外石川縣の補助金司法省の奨励金等を以て維持し來りたるに過ぎず此間事業を標榜して資金を募集する等の舉なきを以て臨時の收入に乏しく僅に節約に注意し年度未剩し得たる金額を唯一の基本金として茲に積つて壹萬餘圓に至るも固より獨立經營の資と爲すに足らず之れを既往に徴し將來に考へば何れの日に於て基本金を充實し得べきや實に事業の爲め常に浩歎する所なり是を以て客年十一月御大典を紀念として永久に獨立自存せんと欲し資金募集の計畫をなし爾來數次役員會を開催し遂に本年四月具體的に之れを可決し即ち募集金額を參萬圓とし三ヶ年間に於て縣下一圓より募集し其募集の趣旨は當場職員又は大谷派寺院僧侶に於て隨時講話説教等の方法に由り

### ○十勝通信

十勝監獄釧路分監の新營は本年四月一日より起工し専ら其工程を急ぎ居りたるか拘置監及附屬建物の竣工に依り八月十五日を以て開廳するに至れり

依て九月九日關係地方の官民多數を招待し盛んなる式典を擧げ終て釧路公會堂に於て午餐を饗せり開廳式に於ける典獄の式辭の如し

### 式辭

十勝監獄釧路分監新ニ設置セラレ大正五年八月十五日ヲ以テ事務ヲ開始ス即チ本日ヲシテ開廳ノ式ヲ擧グルニ當リ來賓各位ノ賁臨ヲ得タルハ小官ノ光榮トスル所ナリ  
惟フニ刑政ノ效果ハ監獄ノ施設ニ俟ツ處大ナリ故チ以テ從來機關ノ不備ト憂フル處アリシニ釧路町ノ發展ニ伴ヒ地方裁判所ノ移轉開廳ト共ニ分監ノ組織成リタルハ小官ノ慶祝措サル處ナリトス而シテ分監新營工事ハ漸ク進捗シツ、アリ職ヲ分監ニ奉スルモノハ拮据通勉以テ速ニ其ノ完成ニ努ムベク又身ヲ持スル事謹嚴以テ在監者ノ模範タルベク感化改善ノ實ヲ舉ゲ刑ハ所謂刑キキナ期スルノ目的ヲ達成スベキナリ若シ夫レ出獄者保護ノ事業ハ監獄ノ設備ニ伴ヒ一層其基礎ヲ堅クシ事業ノ發達ヲ期セザルベカラズ當局ト共ニ地方人士ノ研究ヲ乞ハント欲スル處ナリ聊カ蕪辭ヲ述ベテ式辭トス

十勝監獄

大正五年九月九日

典獄從七位 木島 正三

### ○浦和通信

九月二十三日(秋季皇靈祭)午後一時より第七回浦和監獄職員家族懇話會を開催す、生憎雨天なりしも殘暑の餘威尙ほ酷しき折柄にて此雨の爲め稍冷氣を催し寧ろ好都合にて職員家族は正午頃より會場に充てたる監獄構外演武場に集ひ來り定刻までには會員の出席數約二百名に達し其他來賓あり先づ幹事より開會を告げ次て

白井會長は大要「本日は生憎雨天なるにも拘はらず多數の參會を得たるは司會者たる吾々の深く満足する所なり、浦和監獄職員家族懇話會も一昨年の彼岸の中日に始めて開催し爾來滿二年、今回を以て第七回に達し會の精神が漸次徹底し來りたることは甚に欣喜に堪へざる所なり、本日茲に一言を要するは職員が安んじて職務に従事する基礎觀念は半ば家庭にあり、家庭が整はざれば職員の職務觀念は年遠徳完全を保ち得られざるべし、故に職務上の缺陷あれば其半面の責任は家族に在りし心得、以て内助の力を盡すを要す家族の心懸なるものが自然職務に従事する職員に能率に影響する所尠からざる次第にして家族の精神修養を要すること寔に大なり、而して本會の趣旨とする所は即ち家族の精神修養を圖るに在り、克く其精神を了解し有益なる講話に因り精神の修養に努め、又本會は種々有益なる餘興を催すことなれば、平常家に在りて

苦勞勝ちなる心を餘興に依り充分慰め而して克く家庭を治むることに努められんことを希望す云々

の挨拶を爲し次で當日聘したる

直江崎玉縣女子師範學校長は風俗と題する講話あり

終つて茶菓を饗應し夫れより餘興に移り謠曲、琴曲、講談、義太夫等何れも本會に相應しきものを演し會員一同充分款を盡して午後六時閉會せり。

保 護

○成器院創立紀念會

去る明治三十九年八月の創設に係かる東北成器院は創立滿十週年に相當せるを以て八月三十一日午後二時仙臺市公會堂に於て紀念會を開きたるが當日來會者の主なるものは三木檢事長、菱刈參謀長瀧川地方裁判所長、知事代理池田理事官、市長代

理渡邊丁藏氏、江澤典獄、尾原教誨師、杉本分監長其他數十名にて定刻一同の着席と共に院主加藤卯吉氏の挨拶あり次で同院創設當時より今日までの経過に就き簡説し各地より寄せられたる祝電の披露あり夫れより知事代理池田理事官、三木檢事長、江澤典獄市長代理渡邊丁藏氏並に輪王寺福定無外氏の祝辭ありこれに對して野副重一氏の答辭あり夫れより饗應に移り、瀧川所長の所感あり紀念撮影後閉會したるは同五時過にて盛會を極めたるが、同院は明治三十九年八月東二番丁宮城授産場に呱呱の聲を擧げ當時浮浪者及び失業者に對する授産をなし同四十年四月加藤氏は仙臺分監幼年四作業の授業手となり同年六月引取人なき幼年囚一人を保護し次いで五名の幼年囚を引受け授産をなしつゝありしも失業者と免囚との感情折合はざるため宮城授産場より分離し四十一年一月五日木町通り七十番地に移り獨立せる免囚保護事業となり同四十四年北山百三十二番地に轉じ今日に及び

たるが其の間免囚を保護すること百二名(中良民となりしもの三十四名)失業者を收容すること三十九名窮民を救助すること二十三名にて現在員は免囚七、失業者一〇、不良青少年五、その他の窮民四計二十六名にて創設の當時基督教主義を標榜したるも現在には共同勤勞を經とし家族主義を緯とし經營し大なる實蹟を擧げつゝあるが加藤氏の如く獨力にて免囚保護事業を經營し居るは甚稀れなるものにして頗る奇特のこと、云ふべし

○京都府免囚保護聯合會

の近況(承第二九卷)

(別紙)

京都府免囚保護聯合會提出注意事項

- 一、輔成會(元ノ中央保護會)當初ノ注意事項
- 大正三年五月廿四日附及第三回講習會並
- 協議會ノ際同會注意事項ハ勵行セラレタ
- キ事

- 二、成績表ノ作製ニ誤算等多キノ憾ミアリ入念作製セラレタキ事
- 三、收支計算書ハ必ス輔成會獎勵會支給規定ニ據ラレタキ事
- 四、本會ヨリ照會セル出監者ニ付テハ在監中ノ往訪出監時ノ出迎ヘテ勵行セラレタキ事
- 五、本會ヨリ照會ニ對シテハ期限内ニ回答セラレタキ事
- 六、保護思想普及ノ必要上汎ク本會發行「保護月報」ノ配布ニ努メラレタキ事
- 七、保護上他ノ參考トナルベキ事項ヲ「保護月報」ヘ投稿セラレタキ事
- 八、出監者ノ出監時規定ノ時間迄ニ出頭シ難キ場合ハ其旨前以テ本會ニ通知シ置カレタキ事
- 九、毎年一回位各會ニ於テ斯業關係者(町村長菩提寺住職等)ノ會同ヲ催シ専門家ノ

講演等ヲ聴取セシメラレタキ事  
 十、各會ニ於テ時々被保護者ヲ有スル菩提寺  
 住職等ノ小集會ヲ催シ斯業ノ研讀ニ努メ  
 ラレタキ事

京都監獄提出希望事項

- 一、出獄人ヲ訪問又ハ教誡シテ實驗サレタル  
 出獄者ノ狀況(入監前後ノ思想ノ變化、出  
 獄後ノ行狀、職業ノ種類及勉否、家族近隣  
 者トノ親否、生活ノ程度、作業賞與金ノ處  
 分)ヲ監獄ニ通報セラレタシ
- 二、被保護人ニシテ再ヒ犯罪シタル場合ニハ  
 其徑路ニ付テノ御觀察ヲ報道相成度シ
- 三、出獄人歸住ノ郷黨隣保ニ對シ出獄者ニ對  
 スル疎情疾視等ヲ誠諭緩和サレタルコト  
 有ル場合ニハ其狀況及效果ヲ報道相成リ

度シ  
 四、入監者ノ家族ニシテ生活上又ハ心理上悲  
 慘ノ境ニ陥レル者アルコトヲ發見サレタ  
 ル場合ニハ其實況ヲ報道相成リ度シ

京都感化保護院提出希望事項

- 一、出獄者ニシテ一旦各會へ御引取ノ上就職  
 又ハ家庭ノ都合ニ依リ直接收容保護ヲ要  
 スルモノアル時ハ直チニ本人ニ添書シテ  
 御差向ケ相成候向ニ往々有之本人ニ就テ  
 聞亂スニ全ク本人ノ收容保護ヲ好マサル  
 モノ有之ノミナラス是等ハ何レモ不結果  
 ニ了リ候ニ付以後ハ必ス前以テ直接保護  
 ヲ要スル理由並ニ本人ノ意志等詳細御記  
 入御照會相成候様希望ス

彙報

○遭難者に對する弔慰金 八月二十三日  
 網走監獄に於ける囚徒の暴行及び遭難看守の概況  
 は前號所報の通りなるが之れに對する同情亦多大  
 にして各方面より集積せる金額及び義醜者の氏名  
 を茲に掲出すれば

一金千參百參拾壹圓貳錢五厘  
 内譯

金參拾圓	大審院檢事總長 平沼驥一郎氏
金貳拾圓	司法省法務局長 豐島直通氏
金拾圓	函館控訴院檢事長 常松英吉氏
金貳拾圓	大審院檢事 矢道秀作氏
金貳拾圓	網走支廳 職 員 一 同
金五圓	網走裁判所 職 員 一 同
金八圓	網走地方裁判所 職 員 一 同
金四圓參拾五錢	網走松林區署 職 員 一 同
金拾圓	釧路地方裁判所檢事正 三吉兵彌氏
金貳拾圓	釧路地方裁判所長 落合嘉三郎氏

金參圓四拾四錢	網走稅務署員一同
金六圓五拾錢	網走警察署員一同
金拾參圓	網走土木派出所員一同
金貳圓	榎室區裁判所判事 篠原豐隆氏
金四拾圓	長崎監獄 水谷彰氏
金四拾圓	大阪監獄 水谷彰氏
金參拾貳圓	大津監獄 水谷彰氏
金參拾圓	神戶監獄 水谷彰氏
金貳拾六圓	札幌監獄 水谷彰氏
金貳拾五圓	橫濱監獄 水谷彰氏
金貳拾圓	樺戶監獄 水谷彰氏
金貳拾圓	小菅監獄 水谷彰氏
金貳拾圓	福島監獄 水谷彰氏
金拾八圓	水戸監獄 水谷彰氏
金拾八圓	岡山監獄 水谷彰氏
金拾八圓	東京監獄 水谷彰氏
金拾五圓五拾七錢	宮城監獄 水谷彰氏
金拾五圓	豐多摩監獄 水谷彰氏
金拾五圓	西前監獄 水谷彰氏
金拾五圓	浦和監獄 水谷彰氏



んと損害を巨根根、沸化石灰外十二點にして總額金拾三圓餘に過ぎずして事務所監房等は異状なし

○刑事被告人の變死 静岡監獄松分監在監放火事件被告人山内のぶは九月二十二日午後四時頃監房裏窓の鐵格子に細紐を掛け盜死を遂げたり原因は犯罪後自殺を圖り該創傷の爲め身體衰弱せるに依り或は悲觀の結果なり

○外國宣教師殺の收監 輕井澤宣教師殺用上曜は九月二十三日強盜殺人なる罪名の下に長野監獄上田分監に收監せられたり

○受刑者監房を毀壞し逃走を圖る 三池監獄在監受刑者中森泰一、水船桃太郎は九月二十四日午後十時頃同房者の熟睡に乗じて兼て包藏し置ける合鍵小形釘等を以て扉扉錠より約二寸を隔てたる板張の部を切り巧みに扉扉を開き中央廊下に出て着用の蒲團皮を刺き扉内塵拂三本を長く纏き合せ之を陸梁に架し兩人共に之に依り攀壁し尋て天井格子に設けある昇降口の締戸を破壊し探光用の無煙窓を破りて屋上に脱出し地上に下り外圍塀の踏越し掘らんと苦心中二十五日午前二時三十分頃看守に發見逮捕せられたり

○受刑者の傷害 大阪監獄在監受刑者藤田和三郎は角細工職業の者なるが兎角製品粗悪にして往々受買人派出授業手本件被害者山下宗吉の報告に依り看守より注意を受け且つ作業器具等に妄りに燒を入れたるを八月三十日同授業手に發見せられ同様注意を受け尙作業擔當看守に申告せられたるより授業手は偏頗の處置を爲すものと誤信し憤懣の情に堪へざる折柄本月二日午後二時四十分頃一尺五寸餘の鐵棒を以て同授業手の頭部を毆打し治療約十日を要する創傷を負はしめたり

叙 任

叙正七位 教諭師(大阪) 高安博道  
同 (佐賀) 能富祐昭  
叙勳六等 典獄(千葉) 伊藤俊光  
同 (浦和) 白井勇松  
叙勳八等 司法屬 秋元源次郎  
叙從七位 看守長(東京) 七月大助  
同 (葉鴨) 森口幸之助  
同 (同) 坂井 冽  
叙正八位 同 (大阪) 堀 正浩  
同 (樺戶) 須賀井謙吉  
叙勳七等 同 (横濱) 白崎多藏  
看守(京都) 松永連太郎  
看守(福島) 久恒忠次郎  
看守(神戶) 前田寛一  
任看守長月俸二十三圓給與福島監獄勤務ヲ命ス  
任看守長月俸二十圓給與神戶監獄勤務ヲ命ス

○受刑者の逃走 宇都宮監獄在監受刑者杉村幸吉は九月三日午前十一時頃自己使用の作業用器械の點檢を受たる後竊かに釘拔及鑿小刀等を道具箱外に出して隠し置き箱の施錠を受け喫飯後工場掃除の混雜に乗じて之を携へて天井上の物置内に入り同所東方の無双窓格子四枚を鋸を以て切斷し之を破壊し其所より脱出し層木を以て跡を蔽ひ登梯小屋内に降り釘拔を以て錠を抜き取り内に入り獄衣を脱し襪を著し事務所廊に出て物置に添つて第四號倉庫脇に至り之に接續せる木柵を踏越逃走せり動機としては僅に十三錢の盜贓にて十年の刑を受けたるを遺憾として常に之を懇へつゝありしと入監以來數次新妻の接見に當り互に愛慕の情切なるものあるか如くに見へたるを以て注意を加へりたる外原因として認むべきものなしと因に本囚は九月十一日午前九時頃埼玉縣川越電車停留所に逮捕せらる

○未決囚の逃走未遂 金澤監獄高山分監在監文書偽造行使詐欺横領事件被告人中島彌一郎は九月十二日出廷し檢事求利後辯護人より保釋を依頼せしむ許可なく監獄後行屬を願出開申より脱出外圍板塀に攀登せんとする際引倒し逮捕せり動機は保釋不許可となりし爲ま且一千餘圓の債務を整理する能はざる爲め遂に逃走の外なしと決心せるなり

○未決囚の逃走及逮捕 宮崎監獄延岡分監在監竊盜事件被告人山口貞吉は九月十日午前六時四十五分頃運動の際看守の隙を窺ひ遂に脱出逃走し九月十日午前零時逮捕十一時午後零時同分監へ復監したり動機として認むべきものなし

會 報

○監獄協會々報

依願免本官  
給六級俸(死亡)  
給九級俸(死亡)

看守長(神戶) 下村清二郎  
同 (岡山) 甲斐文彦  
同 (高知) 岡田秀忠

九月十一日、十九日、二十五日附を以て元山口監獄雇綾部千代之介氏外三十六名に對し本會々則第十一條第一項第一號及第四、五號並に同條第二項に依り三圓より三十圓迄の金員を贈與せり

○總裁の更迭  
本會並に輔成會總裁尾崎司法大臣閣下は今般退官せられ松室致君司法大臣として親任ありたるに付き同君は兩會總裁として就任せられたり

○茶話會

久しく休會中なりし茶話會も秋冷漸く加はり讀書究道の時季に入りしを以て本月七日(第一土曜日)午後二時を以て例會を本會樓上に開催せり會員は午後一時半頃迄に大概參着あり講師は東京高等師範學校長嘉納治五郎氏にして氏は「價値アル生活」と題し人は最善を盡して一身一家の爲めに努力し進んで國家社會の隆運を賛襄するを以て本來の義務なりと説起し次に名利權なる三字に付き實なき名、不正の利、虚偽の權力等に憧憬するは人として何れの方面に對するも最も禁忌すべき事態なるを力説し現下の人心は實に此腐敗せる渦中に蠢動するものならずやと喝破し幾多の實例を援挿し約二時間に亘り有益多趣味なる演述あり午後四時滿堂拍手の間に降壇せられ後別室に於て茶菓の饗應あり各自驩談を交へ同五時半散會を告ぐ當日出席者の氏名左の如し

- 金子 春吉 黒田源太郎 高橋 久喜 小野 賢次
- 上野 泰吉 豊田 義次 秋庭 正道 山本己之吉

- 赤城 一雄 赤沼 貫之 秋元源次郎 小山 善識
- 齋藤 照平 山下進之輔 家田 憲法 本間 勲吉
- 吉田正太郎 清水榮太郎 桑原 寛一 木村 又藏
- 山内 末吉 大塚 正雄 富田 富藏 戸田喜太郎
- 廣部 啓 生田 一雄 塚越 徳司 河野 純孝
- 福田 亮 大石 徳 岡見 數馬 武田 慧宏
- 桂 晃靜 本貞、通高 相馬泰吾勝 羽柴瑪之助
- 齋藤 敬二 鈴木喜一郎 渡邊 圓流 木下 萬溪
- 吉岡 修三 毛利 榮教 中谷 一夫 渡邊播太郎
- 本長 英龍 渡邊福太郎 藤井 惠照 佐藤 榮峰
- 長山 始 和田太郎吉 西原 幸藏 山本 照
- 小橋川昭慶 長谷場圭介 島田治三郎 田中 克三
- 梶田 一郎 大和田龍次郎 神田 清光 青木憲之丞
- 河合 哲 扇谷 與三 林 定弘 景山 榮志
- 給前仲次郎 伊藤 鐵藏 關 毅 青山 忠一
- 關 馨 澤田幸太郎 内田 保三 船田 健三
- 本多鎌五郎 伊藤 秋明 高橋榮太郎 高木安次郎
- 三浦 精翁 飯島 藤作 島田 榮藏 波部 信平
- 森 元祐 北島 長吉 三浦 貫 坪井 直彦
- 伊藤 俊光 白井 勇松 野口 羅造 鈴木 信嗣
- 松木 一丈 有馬四郎助 谷田 三郎 鈴木 信嗣

### ○輔成會々報

#### ○谷田理事の出張

本會谷田理事は本月十六日出發翌十七日岡崎市に於ける愛知慈惠會岡崎支部の發會式舉行に臨み講演ある筈尙同氏は名古屋安濃津兩監獄視察後同二十一日歸廳の豫定なり

#### ○其後の加盟保護會

府縣名	稱	所在地	保護方法	保護範圍
樺太	北海道樺太免四保護聯合會	函館區龜田村千代ヶ岱一〇	一	統一機關
滋賀	大津市佛教同和會	大津市中堀町常岡寺内	間	大津市一圓
大阪	大正自治會	西成郡豐崎町本在二七五	直間	西成郡一圓
新潟	刈羽郡慈濟會	刈羽郡役所内	間	刈羽郡一圓
同	北魚沼郡南部免四保護會	北魚沼郡小出町正岡寺内	直間	北魚沼郡南部一圓
同	東蒲原郡原光教會	東蒲原郡津川地新善光寺内	間	東蒲原郡一圓

#### ○保護範圍變更

修道保護會(神奈川)は其保護範圍を(主として横濱監獄出獄者にして他府縣に歸住すべき者)に京都感化保護院(京都)は同上を(主として京都監獄出獄者にして入院の上作業に従事せしむ)に同友會(京都)は同上を(京都市の内川端警察署及堀川警察署の管内を除きたる部分)に至正會(京都)は同上を(京都淨土宗一條教區範圍内)に淳礪會(京都)は同上を(川端警察署管内)に醇厚會(京都)は同上を(堀川警察署管内)に福井縣福田會は同上を(福井市一圓尙各支部の統一聯絡を計り各支部に對する間接保護上の交渉を司る)に變更せり

○保護會事務所移轉及改稱

可兒郡修養會(岐阜)は可兒郡廣見村常光寺内に勝山支部(福井)は大野郡勝山町上元録龍仙寺内に粟田支部(福井)は今立郡岡本村不老好善寺内に武生支部(福井)は南條郡武生町旭間宮寺内に高濱支部(福井)は大飯郡支部と改稱し鹿兒島縣保護協會は鹿兒島市草牟田町四二四〇に大二義塾(京都)は

京都市上京區出町橋下東詰南入大澤別邸内に至正會(京都)は京都市上京區知惠光院通り下立賣上ル昌福寺内に伏見慈善會(京都)は紀伊郡伏見町板橋通京町東入に熊野郡佛教同盟會(京都)は熊野郡美濱明宗雲寺内に綴喜郡佛教和敬會(京都)は綴喜郡々役所内に船井郡佛教團(京都)は船井郡々役所に何れも其事務所を移轉せり

○保護會支部設置

府縣名	稱	所在地	保護方法	保護範圍
福井	福井縣福田會	足羽郡酒生村	保護	保護範圍
福井	足羽郡支部	福津圓照寺内	保護	保護範圍
			間	足羽郡一圓

○免囚保護事業講習會

本月二十三日より一週間本會樓上に於て例年の通免囚保護事業講習會開催の爲め去月末各典獄に對し保護主任其他該事業經營者中講習志望者の有無及入選等の件通牒せるに各地よりの回答も悉皆到達せるを以て目下之れが整理中に在り會況の詳細は次號を以て報道すべし

○北島主事の出張

本月一日本會北島主事は南多摩郡佛教會第二回講習會に臨會の爲め出張即日歸京す南多摩郡一圓各宗協同の佛教會は二百餘の會員と各町村に於ける有力者を以て組織し本年は第二回の社會救濟事業の講習會を開催し會員は勿論一般の聽講をも勵行せり

開催は十月一日二日毎午九時より后四時迄八王子町上野眞言宗高野派金剛院に於て開會す聽講者は曇雨に拘はらず滿堂の盛況なり

十月一日

演題及講師

開會の辭

副會長 阿川貫珠

免囚保護に關する實驗談

扶養園主 林 雅次郎

免囚保護の必要たる實例 判事 望月彦吉

免囚保護事業に就て 輔成會主事 北島良吉

本會免囚保護事業成績報告

主任 武田鼎明

司法省監獄公文

十月二日  
免囚保護事業の實驗談(前日の續き) 林 雅次郎  
監獄事業と免囚保護 分監長 松野良太郎  
現代に於ける感化救濟事業の方針  
閉會の辭 會長法學士 井野次郎

フイロツヒル 渡邊海旭

以上二日間に亘り講師諸氏の熱心なる講演には會員一同は勿論一般の聽講者も非常に満足をなし夫れより一同茶話會を開き隨意退散せり

女子と痴漢とは極端に走る  
婦人の裝飾は其禮儀に在り  
國家一日も信なかるべからず

民、信なくんば立たず  
民望を城砦とせざる政府は堅固なること能はず

全徳の人は得難く一失あれば一得あり善あれば一過はゆるすべきなり

アリストートル 孔子  
ニーボス 徳川吉宗

○司法省 刑甲第八一號(大正五年九月三十日檢事)  
併合罪ニ付刑法第五十條ニ從ヒ二個以上ノ有期刑ノ言渡アリタルトキ其執行ニ付同第五十一條但書末段ノ規定ヲ適用スヘキ場合ノ假出獄ニ付テハ從來各宣告刑ノ三分ノ一ヲ經過シタルコトヲ條件ト爲ス取扱振ニ有之候處爾今檢事ノ指揮ニ因リテ定マル執行スヘキ刑ヲ基本トシ各其三分ノ一ヲ經過シタルトキハ假出獄ヲ爲シ得ヘキコトニ省議決定致候條依命此段及通牒候也

追テ刑法第五十一條但書末段ノ規定ニ從ヒ執行シ得ヘキ刑期ト執行スヘカラサル刑期トハ檢事

ニ於テ執行指揮書ニ明記セラレ候様致度候

○司法省會甲第一七七五號(大正五年九月二十九日裁)

裁判所又ハ監獄ニ於テ執行スル直營工事ニ關スル計算證明上ノ儀ニ付左ニ

第一 計算證明規程第五十條ノ場合ニ於ケル總價格ハ一工事毎ニ算定シタル工事費ノ額ニ依ル其ノ標準左ノ如シ

一 廳舎、官舎、倉庫、物置其他人民控所若ハ監房工場等ノ各建物ニ涉ル工事ニ在リテハ該工事費ヲ支出スヘキ歳出科目同一ナルトキハ之ヲ一工事トス

二 歳出科目同一ナリト雖モ本廳區裁判所又ハ本監、分監若ハ出張所等ノ各廳ニ涉ル工事ニアリテハ該各廳所在市町村ノ相異ル毎ニ別工事トス

三 一工事ノ總價格ヲ計算スルニハ工事費豫算ヨリ支出スヘキ費額ハ總テ之ヲ算入シ該豫算ヨリ支出ヲ爲ササル物品勞力ノ代金並ニ俸給及事務費ノ目ニ屬スル費額ハ算入セサルモノトス

第二 司法省所管工事取扱規程ニ依リ設クヘキ直營工事整理簿及豫算差引簿ハ工事費ノ外之ト項

用スヘキ書式ノ例ニ依ルベシ

第七 前項ノ物品出納計算書ハ一工事費毎ニ口座ヲ區分シ器具機械、消耗品、材料ノ順序ニ依リ性質近似ノ物品ヲ類集シテ記載スベシ但器具機械ニ限リ書式中現在ノ部供用及在庫ノ二欄ニ於ケル價格ノ記入ハ之ヲ省略スルコトヲ得

第八 事務費ノ目ニ屬スル物品ノ證明ニ關スル手續ハ普通應用品ノ例ニ依ルベシ

右依命及通牒候也

○司法省 監獄局甲第六三四號(大正五年十月十三日各) 本年陸軍省ヨリ讓受ケタル看守甲種外套ハ軍隊下士以下用トシテ七ヶ年ノ供用ニ堪ユル様品質優良ニ織成セラレタルモノナル趣ニテ從來給與ノモノニ比スレハ耐久力強大ノ筈ニ付右外套ニ限リ特ニ供用期限四ヶ年トシテ御整理相成度依命此段及通牒候也

追テ取者外套モ同様御整理相成度此段申添候

ヲ同フスル俸給及事務費ノ目ニ屬スル費額ヲモ記帳整理スベシ

第三 竣功明細書ハ直營工事整理簿中工事費ノ部分ニ對シ之ヲ作成スベシ

第四 左記ノモノニ付テハ其數量價格ヲ竣功明細書ニ未書スベシ

一 建築材料ニ供スル爲メ當該工事費ヲ以テ製造シタル煉瓦

二 不用品骨版ヨリ生産シタル物品

三 當該工事費ヨリ代金ノ支出ヲ爲サザル物品又ハ勞力

第五 直營工事ノ物品ヲ登記スベキ物品出納簿ハ工事費ニ屬スルモノトノ區分ヲ明ニシ事務費ノ目ニ屬スル物品ヲモ記帳整理スベシ

第六 物品出納計算書ハ計算證明規程附屬第二十九號書式中作業及鐵道等ノ物品ニ適用スベキ書式ニ依リ物品ノ數量價格ヲ記載シ受入拂出及現在ノ部ニ於ケル細區畫ノ名稱ハ普通應用品ニ適

左記會計法規解說ハ司法省會計課員ノ談ナリ

○遺志繼承者ト恩給請求權

恩給ヲ請求スル權利ハ恩給ヲ受クヘキ者ノ身分ニ專屬シ其相續人ニ移轉スヘキモノニアラス(明治四十二年四月十七日行政裁判所判決)トノ判例アリト雖モ現時内閣恩給局ニ於テハ遺族ノ財産的利益ノ方面ニノミ著眼シテ此判例ニ拘束セラルルコトナク恩給ヲ受クル資格ヲ有スル者其ノ請求ヲ爲サスシテ死去シタル場合(本人カ月受クヘキ現實ノ額ヲ云フ)ニハ其ノ請求ノ權利ヲ拋棄シタルコトナキ以上ハ遺族ハ遺志繼承者トシテ恩給ヲ請求スルコトヲ得ルノ取扱ナリトス但シ此場合ニハ恩給請求書ニ何某ノ遺志ヲ繼承シタルコトヲ明示スルヲ要ス

以上ハ官吏恩給法ノ關係ナルモ此趣旨ハ官吏遺族扶助法ニモ準用シ且ツ巡查看守退隱料及遺族扶助料法ニ所謂退隱料、一時金、扶助料ニモ準用シ然ルヘシ

○文官分限令施行前ノ諭旨退官者ト恩給請求權文  
官分限令施行前即チ明治三十二年四月十日以前  
ニ於テ事務ノ都合ニ依リ諭旨セラレ退官シタル  
者ハ自己ノ便宜ニ依リ退官シタルモノト看做サ  
ルルコトナク現時ノ官廳事務ノ都合ニ依リ退官  
ヲ命シタルモノト同様ニ取扱ハレ從テ恩給ヲ受  
クルノ資格ヲ有スルモノトス

○官吏恩給法第十一條第一號ノ前官後官ノ端月數  
ノ不通算  
恩給ヲ受クル者再ヒ官ニ就キ滿一年以上在官シ  
タル後退官シタル場合ニ於テ退官現時ノ俸給前  
後同シカラサルトキハ前官後官ノ月數ヲモ通算  
シテ恩給額ヲ定ムヘキヤト謂フニ右ハ官吏恩給  
法第十一條第一號ニ退官現時ノ俸給前後同シカ  
ラサルトキハ前官年數ヲ後官年數ニ通算ストア  
ルヲ以テ之ヲ見レハ同法ノ計算方法ニ於テ後官  
年數ヲ算出シ之ニ前官恩給支給ノ際ニ算定シタ  
ル年數ヲ通算シテ第五條ノ恩給額ヲ定ムヘキモ

ノニシテ前官後官ノ端月數ヲモ通算スヘキ趣旨  
ニアラス  
○退官賜金ノ年數計算方  
退官賜金ノ年數計算方ハ恩給ノ場合ト異ナリ日  
數ニ依ルヘキモノトス詳言スレハ民法第四百十  
三條ノ趣旨ニ準據シテ曆ニ從ヒ最後ノ年ニ於テ  
起算日ニ應當スル日ノ前日ヲ以テ滿期日トシ年  
齡ヲ計算シ若シ最後ノ月ニ應當日ナキトキハ其  
月ノ末日ヲ以テ滿期日即チ應當前日ト看做スヘ  
キモノトス而シテ此ノ後段ノ場合ヲ例解スレハ  
閏年ニ於ケル二月二十九日カ起算日ナルニ最後  
ノ年カ平年ニシテ二月二十八日ナル日ハアルモ  
二月二十九日ナル日ナキトキハ最後ノ月ニ應當  
日ナキトナルニ依リ此場合ニハ其月ノ末日  
タル二月二十八日ヲ以テ滿期日ト看做スヘキカ  
如シ

法學博士 男 橫田 國臣氏題辭  
法學博士 設樂 勇雄氏 向 軍 治氏共譯

ハンスグロ  
ース氏原著

探 證 學

頁數 六百四十四頁  
定價 金 貳 圓  
送料 內 郵 費 貳 圓  
鮮 支 參 拾 錢  
參 拾 錢

本書は埃國著名の刑事學者にして實驗科學派の權威たるハンスグロース氏の原著豫  
**審判事必携**と題するもの、中主として刑事裁判の**探證方法**に關し詳  
説したるのみならず裁判上に於ける**盜犯の研究**に及び其説く所肯綮に中らざる  
ものなし而して之が翻譯の衝に當られしは多年豫審判事として合名噴々たる設樂氏と獨  
逸語の大家として定評ある向氏の共同執筆に係り殆ど完璧に近きものなるは本社の特  
誇りとす所なり近時**誤判事件**等續出し檢舉探證に關し當路者の學識經  
驗の缺如を論ずるもの尠なからざる今日に於て特に本書を公けにせし所以のものは聊か  
刑政改良の資料たらしめん微衷に外ならず本書か**裁判官辯護士檢事**  
**警察官憲兵** 諸氏執務上の羅針盤たるは勿論廣く攻法家研鑽の好資料たるは喋  
々を要せざる所なり希くは速に一本を備へられんことを謹て薦告す

法 律 新 聞 社 行 發

東 座 口 替 振  
番 七 六 七 京

本 區 橋 本 日 市 京 東  
地 番 九 日 丁 四 町 銀

會費ヲ振替貯金へ拂込マル、  
場合ノ注意

口座  
番號

東京 貳五〇五九番

加入者  
氏名

監獄協會

大正五年十月二十日發行

(定價金拾貳錢)

發行人

東京市麻布區筈町二十六番地

北島良吉

印刷人

東京市四谷區愛住町二番地

磯村政富

印刷所

東京市麴町區下六番町十七番地

同 勞舎

發行所

東京市麴町區四日比谷町壹番地  
電話新橋壹參六八番

監獄協會

賣捌所

東京市四谷區愛住町二番地

東京書院